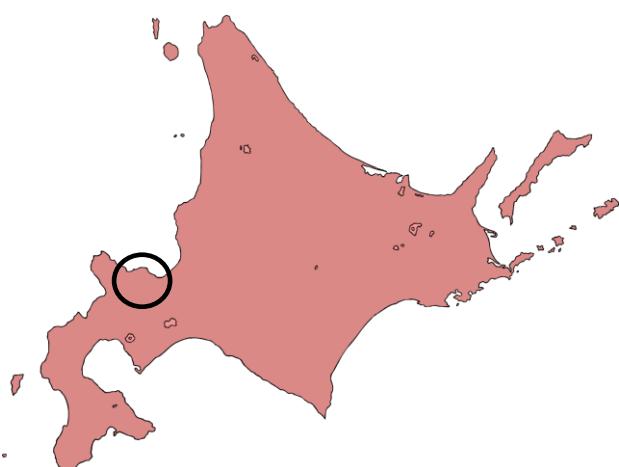
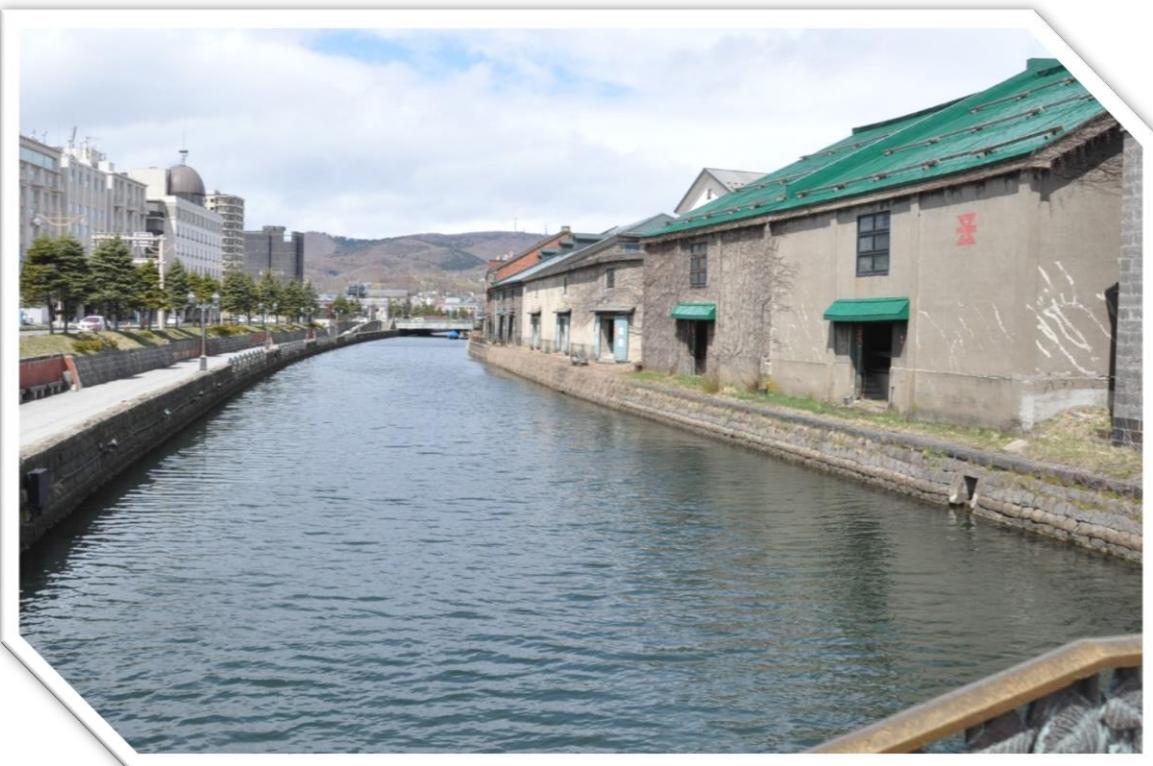


小樽の都市計画概要

City Planning of Otaru



2022.6

※本紙内 は令和3年度決定・変更を示す。**■ 小樽市の概要**

(1) 位置と面積	1
(2) 人口の推移	1
(3) 人口集中地区 (D I D)	2

■ 都市計画決定の経過

(1) 都市計画決定の経過	3
(2) 各種都市計画に係るマスター・プラン	4

■ 都市計画区域

(1) 都市計画区域	5
------------	---

■ 区域区分

(1) 市街化区域・市街化調整区域	6
-------------------	---

■ 地域地区

(1) 地域地区	8
地域地区に関する都市計画の内容及び規制内容	9
13種類の用途地域	11
(2) 用途地域	12
(3) 特別用途地区	15
(4) 高度地区	15
(5) 高度利用地区	15
(6) 防火地域・準防火地域	16
(7) 駐車場整備地区	16
(8) 臨港地区	17

■ 都市施設

(1) 道路	18
(2) 公園・緑地	22
(3) 下水道	26
(4) 駐車場	27
(5) ごみ焼却場	27
(6) ごみ処理場	27
(7) 汚物処理場	27
(8) 汚水処理場	28
(9) 市場	28
(10) 火葬場	28

■ 地区計画等

(1) 地区計画等	29
(2) 地区計画	30

■ 市街地開発事業

(1) 市街地再開発事業	32
(2) 土地区画整理事業	35

☆表紙写真：小樽運河（撮影：小樽市総務部広報広聴課）

★発行・編集：小樽市建設部都市計画課

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

電話：0134-32-4111 内線7331・7332・7333

ファクス：0134-32-3963 メール：tosikei@city.otaru.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.otaru.lg.jp>

小樽の都市計画
小樽市の概要

City planning of OTARU

(1) 位置と面積

行政面積	位置		広さ		
	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北	海岸線
243.83 km ²	140° 59' 40"	43° 11' 27"	36.47 km	20.39 km	68.62 km

注1) 位置の基点は小樽市役所

注2) 行政面積は令和3年10月1日現在(国土地理院より)

(2) 人口の推移

年次	世帯数	人口			備考
		総数(人)	男(人)	女(人)	
大正9年	21,276	108,113	56,406	51,707	第1回国勢調査
大正14年	26,556	134,469	70,420	64,049	第2回国勢調査
昭和5年	27,949	144,887	75,167	69,720	第3回国勢調査
昭和10年	29,223	153,587	78,354	75,233	第4回国勢調査
昭和15年	32,386	164,282	82,435	81,847	第5回国勢調査
昭和22年	35,410	164,934	80,684	84,250	第6回国勢調査
昭和25年	36,918	178,330	87,163	91,167	第7回国勢調査
昭和30年	38,803	188,448	92,754	95,694	第8回国勢調査
昭和35年	45,384	198,511	96,807	101,704	第9回国勢調査
昭和40年	49,851	196,771	94,477	102,294	第10回国勢調査
昭和45年	53,632	191,856	91,134	100,722	第11回国勢調査
昭和50年	56,758	184,406	86,738	97,668	第12回国勢調査
昭和55年	59,287	180,728	84,981	95,747	第13回国勢調査
昭和60年	58,763	172,486	80,170	92,316	第14回国勢調査
平成2年	58,932	163,211	75,453	87,758	第15回国勢調査
平成7年	60,416	157,022	71,914	85,108	第16回国勢調査
平成12年	61,471	150,687	68,687	82,000	第17回国勢調査
平成17年	60,400	142,161	64,436	77,725	第18回国勢調査
平成22年	57,711	131,928	59,514	72,414	第19回国勢調査
平成27年	55,466	121,924	54,985	66,939	第20回国勢調査
令和2年	52,817	111,299	50,136	61,163	第21回国勢調査

(3) 人口集中地区 (D I D)

人口密度が 1 Km²当たり約 4000人以上の国勢調査区の集合区域で、かつ合計で人口が5000人以上の区域を D I D (Densely Inhabited District) といいます。

年 次	D I D		年 次	D I D	
	面積 (ha)	人口 (人)		面積 (ha)	人口 (人)
昭和 35 年国調	1,260	161,921	平成 7 年国調	2,450	137,417
昭和 40 年国調	1,380	157,223	平成 12 年国調	2,429	131,246
昭和 45 年国調	1,670	155,662	平成 17 年国調	2,399	122,971
昭和 50 年国調	1,860	148,825	平成 22 年国調	2,383	113,799
昭和 55 年国調	2,210	150,376	平成 27 年国調	2,342	104,874
昭和 60 年国調	2,220	142,636	令和 2 年国調	2,341	92,939
平成 2 年国調	2,420	138,592			

都市計画決定の経過

City planning of OTARU

(1) 都市計画決定の経過

①小樽都市計画

西暦	和暦	内 容
1919	大正8年4月	都市計画法公布
1923	大正12年5月	都市計画法適用（小樽、札幌、函館）
1926	大正15年7月	都市計画区域の決定
1932	昭和7年2月	用途地域の決定
1935	昭和10年10月	道路の決定
1940	昭和15年4月 9月	（高島町合併） （朝里村合併）
1941	昭和16年5月	公園の決定
1949	昭和24年10月	準防火地域の決定
1952	昭和27年9月 10月	高度地区の決定 防火地域の決定
1958	昭和33年3月 4月	下水道の決定 （塩谷村合併）
1961	昭和36年3月	臨港地区の決定
1963	昭和38年10月	朝里地区土地区画整理事業の決定
1964	昭和39年11月	小樽市天神ごみ焼却場の決定
1968	昭和43年6月	新都市計画法の公布
1970	昭和45年2月 7月 9月	小樽駅前地区市街地再開発事業の決定、高度利用地区の決定 市街化区域・市街化調整区域の決定 小樽市汚物処理場の決定
1972	昭和47年1月	小樽市青果物地方卸売市場の決定
1973	昭和48年5月 10月	用途地域の決定（建築基準法の改正に伴う全面変更。4用途→8用途） 特別工業地区の決定
1975	昭和50年3月 6月 8月	駐車場整備地区の決定、稲穂駐車場の決定 中央下水終末処理場の決定 駅前パーキングの決定
1976	昭和51年9月	小樽市水産物地方卸売市場の決定、小樽市ごみ処理場の決定
1982	昭和57年7月	錢函土地区画整理事業の決定
1985	昭和61年3月	錢函下水終末処理場の決定
1990	平成2年2月	小樽市火葬場の決定
1991	平成3年3月 12月	地区計画の決定（金沢ニュータウン地区） 小樽市廃棄物焼却場の決定
1992	平成4年6月 10月 12月	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の制定 地区計画の決定（星野町地区） 蘭島下水終末処理場の決定 地区計画の決定（幸地区）
1994	平成6年3月 6月 11月	中央通地区土地区画整理事業の決定 用途地域の決定（都市計画法の改正に伴う全面変更。8用途→12用途） 地区計画の決定（堺町周辺地区）
1996	平成8年3月 8月 12月	小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業の決定、再開発地区計画の決定（小樽築港駅周辺地区） 第一種市街地再開発事業の決定（稲北地区） 地区計画の決定（色内3丁目地区、港町地区） 地区計画の決定（新光町地区）
1998	平成10年11月	地区計画の決定（星野ニュータウン地区）
2004	平成16年2月	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定、北シリベシ廃棄物処理広域連合ごみ処理施設の決定
2006	平成18年9月	第一種市街地再開発事業の決定（小樽駅前第3ビル周辺地区）
2010	平成22年2月	地区計画の決定（富岡地区）

※当初決定のみ記載、変更決定は次頁以降に記載。

②札幌圏都市計画（小樽市分）

西暦	和暦	内 容
1973	昭和48年 3月 6月	市街化区域・市街化調整区域を決定（石狩町） 用途地域の決定（石狩町） 用途地域の決定（建築基準法の改正に伴う全面変更。4用途→8用途）（石狩町）
1975	昭和50年 4月	石狩町の一部を編入
1977	昭和52年 7月 9月	道路の決定 下水道の決定
1985	昭和60年 5月	臨港地区の決定
1990	平成2年 6月	行政区域界の変更
1996	平成8年 3月	用途地域の決定（都市計画法の改正に伴う全面変更）
1998	平成10年 3月	特別業務地区の決定
2004	平成16年 4月	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

※当初決定のみ記載、変更決定は次頁以降に記載。

（2）各種都市計画に係るマスタープラン

決定年月日	公表年月日	告示番号	内 容	備考
平成15年 2月20日 平成16年 2月 6日	平成15年 4月 1日 平成16年 2月 6日	北海道告示第 134号	小樽市都市計画マスタープランの決定 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定	ア
平成16年 3月31日 平成16年 4月 6日	平成16年 7月 1日 平成16年 4月 6日	北海道告示第 390号	小樽市緑の基本計画の決定 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定	イ ウ
平成22年 4月 6日	平成22年 4月 6日	北海道告示第 302号	札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	エ
令和 2年 2月14日 令和 3年 3月23日	令和 2年 4月 1日 令和 3年 3月23日	北海道告示第 230号	第2次小樽市都市計画マスタープランの決定 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	オ

ア：平成13年5月都市計画法の改正に伴い、「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」を別に定めるため決定

イ：都市緑地法に基づき、本市の都市計画区域内の緑とオープンスペースのすべてを対象にした、総合的な都市緑化を計画的かつ効果的に進めるためのマスタープランとして決定

ウ：平成13年5月都市計画法の改正に伴い、「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」を別に定めるため決定

エ：都市計画法第6条の規定に基づく都市計画基礎調査による都市の現況や動向、人口及び産業の見直し及び都市施設の整備の見直しを勘案して、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため変更（第1回定期見直し）

オ：都市計画法第6条の規定に基づく都市計画基礎調査による都市の現況や動向、人口及び産業の見直し及び都市施設の整備の見直しを勘案して、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため変更（第2回定期見直し）

小樽の都市計画
都市計画区域

City planning of OTARU

(1) 都市計画区域

都市計画区域名	変更年月日	面 積 (ha)	備 考
小樽都市計画区域	令和3年3月23日変更	13,050	地先公有水面を含む
札幌圏都市計画区域 (小樽市分)	令和3年3月23日変更	910	地先公有水面を含む
合 計		13,960	

① 小樽都市計画

変更(告示)年月日	告示番号	面積 (ha)	備 考
大正12年5月29日		13,059	都市計画法適用
大正12年7月1日施行			都市計画北海道地方委員会総務部地方課市計画係設置
大正15年7月6日決定			旧小樽市・旧高島町の全域及び旧朝里村の一部（桜・朝里及び新光地区）を指定。
昭和18年5月28日変更	建設省告示第 210号	18,200	旧朝里村の一部（錢函・張碓地区）を含める。
昭和40年2月6日変更	建設省告示第4650号	23,488	旧塩谷村の全域を含める。
昭和42年12月28日変更	北海道告示第 583号	13,000	都市計画のたたない国有林等の山林部を除く。
昭和47年3月6日変更		13,020	中央ふ頭・有幌等の埋立地を含める。地先公有水面を含む。
昭和53年10月25日変更		13,060	勝納ふ頭・色内ふ頭等の埋立地を含める。
昭和60年3月7日変更		12,956	基礎調査による数字修正
平成4年4月3日変更		12,958	運河散策路、厩町岸壁、塩谷等を含める。
平成10年11月6日変更		12,971	第1埠頭、港町、手宮、高島等の埋立地を含める。
平成17年3月29日変更		12,972	手宮岸壁、北浜岸壁、船浜町、築港の公有水面埋立地を含める。
平成18年3月31日変更		12,973	塩谷漁港の公有水面埋立地を含める。
令和3年3月23日変更		13,050	測量精度の向上による修正。

② 札幌圏都市計画（小樽市分）

変更(告示)年月日	告示番号	面積 (ha)	備 考
昭和50年4月15日決定	自治省告示第 91号	899	境界変更
昭和60年3月7日変更	北海道告示第 326号	899	地先公有水面を含む。
平成2年6月1日変更		899	境界変更
平成17年11月8日変更		915	石狩湾新港西地区の公有水面埋立地を含める。
平成27年3月17日変更		950	石狩湾新港西地区の公有水面埋立地を含める。
令和3年3月23日変更		910	測量精度の向上による修正。

区 域 区 分

City planning of OTARU

(1) 市街化区域・市街化調整区域

都市計画区域名	告示年月日	面 積 (ha)		
	告示番号	市街化区域	市街化調整区域	計
小樽都市計画区域	令和3年3月23日変更 北海道告示第230号	3,848	9,202	13,050
札幌圏都市計画区域 (小樽市分)	令和3年3月23日変更 北海道告示第230号	440	470	910
合 計		4,288	9,672	13,960

①小樽都市計画

告示年月日	告示番号	面 積 (ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	計
昭和45年7月1日決定	北海道告示第1662号	3,400	9,600	13,000
昭和47年3月6日変更	北海道告示第 585号	3,420 (ア)	9,600	13,020
昭和53年10月25日変更	北海道告示第3267号	3,770 (イ)	9,290	13,060
昭和60年3月7日変更	北海道告示第 327号	3,790 (ウ)	9,166	12,956
平成3年3月28日変更	北海道告示第 451号	3,793 (エ)	9,163	12,956
平成4年4月3日変更	北海道告示第 521号	3,793 (オ)	9,165	12,958
平成4年10月2日変更	北海道告示第1531号	3,797 (カ)	9,161	12,958
平成7年10月31日変更	北海道告示第1658号	3,800 (キ)	9,158	12,958
平成8年12月17日変更	北海道告示第 473号	3,818 (ク)	9,140	12,958
平成10年11月6日変更	北海道告示第1900号	3,846 (ケ)	9,125	12,971
平成16年2月6日変更	北海道告示第 135号	3,846	9,125	12,971 (コ)
平成17年3月29日変更	北海道告示第 244号	3,847 (サ)	9,125	12,972
平成18年3月31日変更	北海道告示第 311号	3,848 (シ)	9,125	12,973
平成22年4月6日変更	北海道告示第 302号	3,848	9,125	12,973 (ス)
令和3年3月23日変更	北海道告示第 230号	3,848 (セ)	9,202	13,050 (ソ)

備 考

- (ア) 中央ふ頭、有幌等埋立地を含める。
- (イ) 勝納ふ頭、東南地域等の区域区分の変更（第1回定期見直し）
- (ウ) 最上2丁目、天神2丁目、奥沢5丁目、新光町、桂岡町、星野町、高島5丁目、祝津2丁目、長橋1丁目、5丁目及び塩谷2丁目の各一部の区域区分を変更し、蘭島1丁目、桃内、オタモイ3丁目、赤岩2丁目及び星野町の各一部を特定保留地区へ位置付ける。（第2回定期見直し）
- (エ) オタモイ3丁目地区の特定保留の解除
- (オ) 市街化区域・市街化調整区域の変更はないが、オタモイ3丁目、高島1丁目、港町、朝里川温泉2丁目及び星野町の各一部を特定保留地区へ位置付ける。（第3回定期見直し）
- (カ) 星野町地区の特定保留の解除
- (キ) オタモイ3丁目地区の特定保留の解除
- (ク) 新光町地区の一般保留の解除
- (ケ) 星野町、港町、手宮1丁目及び高島1丁目の各一部の区域区分の変更（第4回定期見直し）
- (コ) 区域については変更なし（第5回定期見直し）
- (サ) 手宮1丁目、色内3丁目、船浜町及び築港の各一部の公有水面埋立地を含める
- (シ) 塩谷1丁目地区の一部の公有水面埋立地を含める

- (ス) 区域については変更なし（第6回定期見直し）
 (セ) 塩谷2丁目地区の一部を市街化区域から市街化調整区域に変更（第7回定期見直し）
 (ソ) 測量精度の向上による修正（第7回定期見直し）

②札幌圏都市計画（小樽市分）

告示年月日	告示番号	面 積 (ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	計
(昭和48年3月9日決定)	(北海道告示第531号)	(384)	(515)	(899) ※1
昭和50年4月15日決定		384	515	899 (ア)
昭和53年6月26日変更	北海道告示第2013号	390 (イ)	509	899
昭和60年3月7日変更	北海道告示第 327号	390 (ウ)	509	899
平成2年6月1日変更		397 (エ)	502	899
平成3年3月28日変更	北海道告示第 451号	397 (オ)	502	899
平成10年3月31日変更	北海道告示第 461号	397	502	899 (カ)
平成16年4月6日変更	北海道告示第 391号	397	502	899 (キ)
平成17年11月8日変更	北海道告示第 833号	414 (ク)	501	915
平成22年4月6日変更	北海道告示第 302号	414	501	915 (ケ)
平成27年3月17日変更	北海道告示第 195号	453 (コ)	497	950
令和3年3月23日変更	北海道告示第 230号	440 (サ)	470	910 (シ)

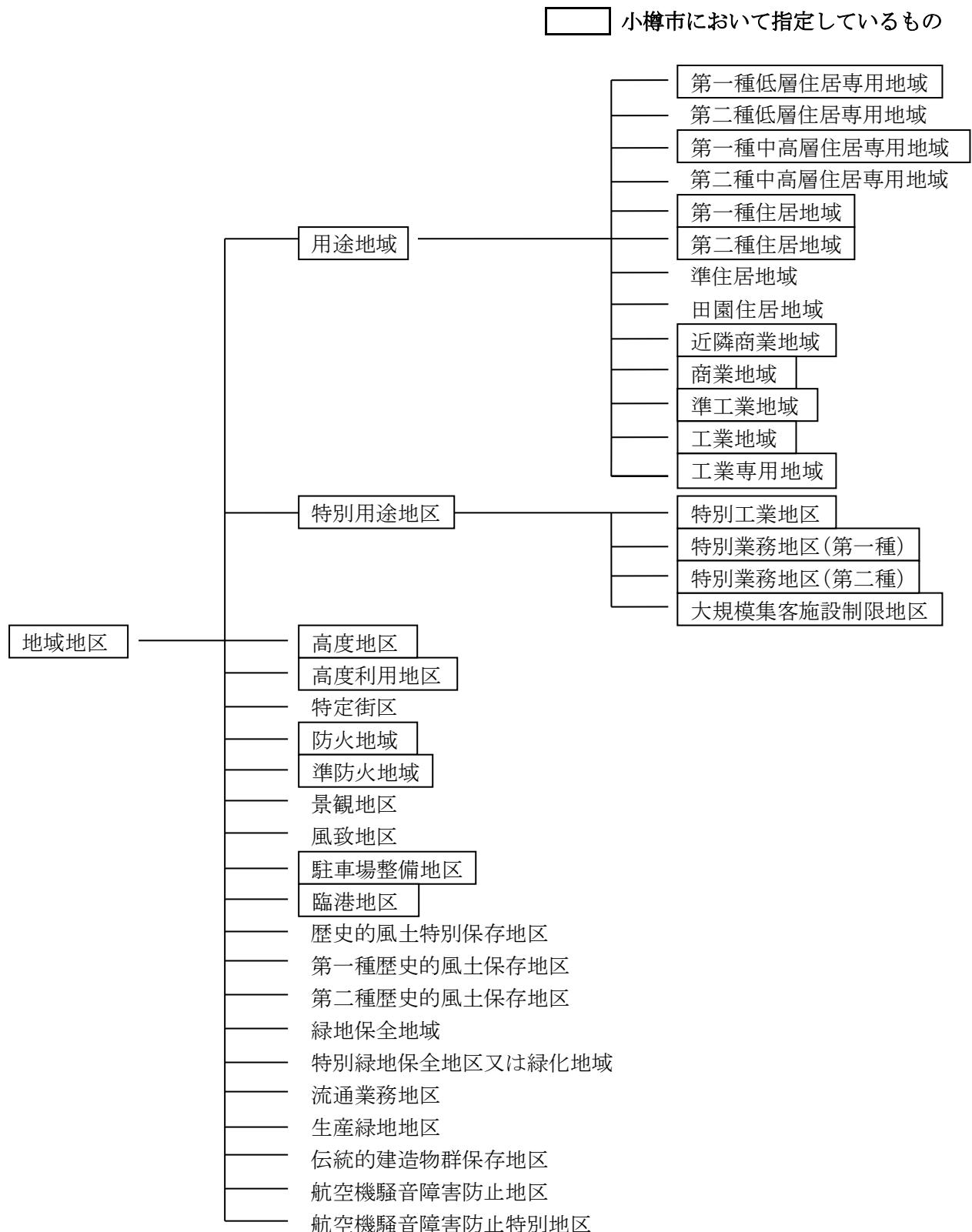
備 考

- ※1 (石狩町にて当初決定) (面積は小樽市に編入された数字を記載)
 (ア) 境界変更
 (イ) 石狩湾新港地域の港湾計画に基づき追加変更（第1回定期見直し）
 (ウ) 小樽市分については変更なし（第2回定期見直し）
 (エ) 石狩町との行政区域界の変更
 (オ) 市街化区域界の軽微な変更（第3回定期見直し）
 (カ) 小樽市分については変更なし（第4回定期見直し）
 (キ) 小樽市分については変更なし（第5回定期見直し）
 (ク) 銭函5丁目地区（石狩湾新港西地区）の一部の公有水面埋立地を含める
 (ケ) 小樽市分については変更なし（第6回定期見直し）
 (コ) 銭函5丁目地区（石狩湾新港西地区）の一部の公有水面埋立地を含める
 (サ) 銭函5丁目地区（石狩湾新港中央水路地区）の一部の公有水面を市街化区域から市街化調整区域に変更（第7回定期見直し）
 (シ) 測量精度の向上による修正（第7回定期見直し）

小樽の都市計画 地域 地区 City planning of OTARU

(1) 地域地区

【地域地区の種類】



○地域地区に関する都市計画の内容及び規制内容

※太字：小樽市において指定しているもの

都市計画の種類	都 市 計 画 の 内 容 ・ 目 的 等	規 制 内 容
1. 用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さなどを規制・誘導する。	建築物の用途、容積率、 建蔽率、高さ
2. 特別用途地区	用途地域内の一定の地区における当該地区的特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。	建築物の用途、敷地、構造、設備
3. 高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める。	建築物の高さ
4. 高度利用地区	用途地域内の市街地における土地の合理的なかつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度および最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度ならびに壁面の位置の制限を定める。	建築物の容積率、 建蔽率、建築物の建築面積、壁面位置
5. 特定街区	市街地の整備改善を図るため街区の整備または造成が行われる地区であり、建築物の容積率、高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める（そのかわり一般的な建築物の容積率、建蔽率等に関する制限が適用されなくなる）。	建築物の容積率、高さ、 壁面の位置
6. 防火地域 準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域。	建築物の構造
7. 景観地区	市街地の景観を維持するため定める地区。	物建築物の形態意匠、 高さ、敷地面積、壁面の位置
8. 風致地区	都市の風致を維持するため定める地区。	建築、宅地造成、木竹伐採等
9. 駐車場整備地区	商業地域もしくは近隣商業地域等で自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保すべき地区。	大規模建築物に対する 駐車場施設の設置
10. 臨港地区	港湾を管理運営するため定める地区。	建築物その他の建造物の建築等
11. 歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存地区の枢要な部分を構成している地域。	建築物その他の工作物の設置、宅地造成その他の土地利用の区画形質の変更、木材の伐採等
12. 第一種歴史的風土保存地区 第二種歴史的風土保存地区	第一種歴史的風土保存地区は、歴史的風土の保存上枢要な部分を構成していることにより、現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保全を図るべき地区、第二種歴史的風土保存地区は、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保全を図るべき地区（明日香村の区域を区分して定める）。	建築物その他の工作物の設置、宅地造成その他の区画形質の変更、木竹の伐採等
13. 緑地保全地域 特別緑地保全地区又は緑化地域	都市計画区域内において、良好な自然的環境を形成している土地の区域。	建築物その他の工作物の設置、宅地造成その他の土地の区画形質の変更、木材の伐採等

○地域地区に関する都市計画の内容及び規制内容

※太字：小樽市において指定しているもの

都市計画の種類	都 市 計 画 の 内 容 ・ 目 的 等	規 制 内 容
14. 流通業務地区	特定の大都市の区域内で、幹線道路、鉄道等の整備状況に照し、流通業務市街地として整備することが適當な区域。	建築物その他の施設の建設等
15. 生産緑地地区	市街化区域内の一定規模以上の農地等の区域について公害の防止または災害の防止等良好な生活環境の確保と公共施設等の施設の確保を図る。	建築物その他の工作物の新築等、宅地造成、土砂採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立建設干拓
16. 伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保全。	建築物その他の工作物の建設、宅地造成その他の土地の形質の変更、木材の伐採等
17. 航空機騒音障害防止地区、航空機騒音防止特別地区	特定空港（新東京国際空港ほか）周辺において航空機の著しい騒音がおよぶこととなる地域について、騒音による障害を防止し、あわせて合理的な土地利用を図る。	学校、病院、住宅等の建築

【13 種類の用途地域】

用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められます。表紙の都市計画図のように、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われるわけです。

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150m²までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



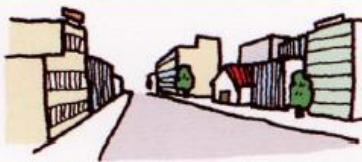
中高層住宅のための地域です。病院、大学、500m²までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



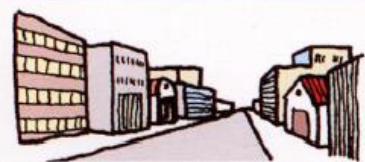
主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500m²までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

第一種住居地域



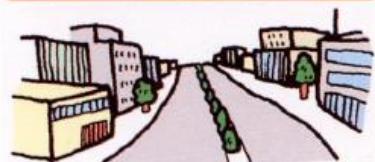
住居の環境を守るために地域です。3,000m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るために地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域



農家と調和した低層住宅の環境を守るために地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



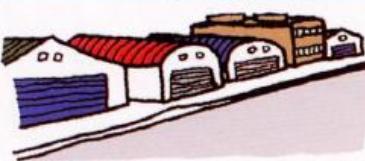
銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

出典：国土交通省発行「みらいに向けたまちづくりのために」

(2) 用途 地域

(単位: ha、下段は構成比)

都市計画区域名	告示年月日 告示番号	第一種 低層住居 専用地域	第一種 中高層 住居専用 地	第一種 住居地域	第二種 住居地域	近隣商業 地	商業 地	準工業 地	工業 地	工業専用 地	計
小樽都市計画区域	令和3年3月23日 小樽市告示 第90号	740 (19.2)	792 (20.6)	1,237 (32.1)	29 (0.8)	130 (3.4)	78 (2.0)	429 (11.2)	255 (6.6)	158 (4.1)	3,848 (100.0)
札幌圏都市計画区域 (小樽市分)	令和3年3月23日 小樽市告示 第90号							241 (54.8)	26 (5.9)	173 (39.3)	440 (100.0)
合 計 (ha)		740 (17.3)	792 (18.5)	1,237 (28.8)	29 (0.7)	130 (3.0)	78 (1.8)	670 (15.6)	281 (6.6)	331 (7.7)	4,288 (100.0)

①小樽都市計画

(単位: ha、下段は構成比)

告 示 年 月 日	告示番号	第一種 住居専用 地 域	第二種 住居専用 地 域	住 居 地 域	近隣商業 地 域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域	未指定地	計	備 考
昭和7年 2月1日				1,158.30 73.3		169.70 10.7		174.80 11.1		78.10 4.9	1,580.90 100.00	ア
昭和18年 5月28日				1,550.08 76.5		168.26 8.3		270.28 13.3		38.73 1.9	2,027.35 100.00	イ
昭和28年 3月24日	建設省告示 第319号			1,560.26 77.0		174.82 8.6	21.68 1.1	270.28 13.2		0.31 0.1	2,027.35 100.00	ウ
昭和31年 9月5日	建設省告示 第1412号			1,551.23 76.5		183.85 9.1	21.68 1.1	270.28 13.2		0.31 0.1	2,027.35 100.00	エ
昭和39年 3月14日	建設省告示 第480号			3,664.10 76.9		286.50 6.0	242.00 5.1	571.00 12.0			4,763.60 100.00	オ
昭和40年 7月2日	建設省告示 第1676号			3,628.00 76.1		285.40 6.0	279.20 5.9	571.00 12.0			4,763.60 100.00	カ
昭和45年 9月14日	北海道告示 第2291号			2,281.60 67.1		289.5 8.5	388.2 11.4	440.7 13.0			3,400.0 100.00	キ
昭和48年 5月1日	北海道告示 第1305号	436.0 12.7	768.9 22.5	1,226.20 35.9	125.5 3.7	78.6 2.3	402.1 11.7	216.0 6.3	166.7 4.9		3,420.0 100.00	ク
昭和53年 10月25日	北海道告示 第3268号	747.0 19.8	786.0 20.9	1,219.00 32.4	125.0 3.3	79.0 2.1	390.0 10.3	256.0 6.8	167.0 4.4		3,769.0 100.00	ケ
昭和57年 9月13日	北海道告示 第1881号	737.0 19.6	795.0 21.1	1,220.00 32.4	125.0 3.3	79.0 2.1	390.0 10.3	256.0 6.8	167.0 4.4		3,769.0 100.00	コ
昭和60年 3月7日	北海道告示 第327号	746.0 19.7	802.0 21.1	1,223.00 32.2	120.0 3.2	78.0 2.0	399.0 10.5	264.0 7.0	158.0 4.2		3,790.0 100.00	サ
昭和61年 9月16日	北海道告示 第1506号	739.0 19.5	798.0 21.0	1,221.00 32.2	131.0 3.5	78.0 2.0	401.0 10.6	264.0 7.0	158.0 4.2		3,790.0 100.00	シ
平成3年 3月28日	北海道告示 第451号	742.0 19.5	798.0 21.0	1,221.00 32.2	131.0 3.5	78.0 2.0	401.0 10.6	264.0 7.0	158.0 4.2		3,793.0 100.00	ス
平成4年 10月2日	北海道告示 第1531号	742.0 19.5	798.0 21.0	1,225.00 32.3	131.0 3.5	78.0 2.0	401.0 10.6	264.0 6.9	158.0 4.2		3,797.0 100.00	セ

ア 旧小樽市の一部

イ 旧高島町の一部を追加指定

ウ 稲穂4丁目、5丁目、長橋中学校周辺等を変更

エ 緑町第一大通、国道沿線（住吉神社付近）を変更

- オ 桜・朝里・新光地区及び銭函・張碓地区の一部を追加指定
 カ 桜町ロータリー周辺を変更
 キ 市街化区域・市街化調整区域の設定に伴い、既定用途地域界を変更するとともに塩谷・蘭島地区を追加指定
 ク 建築基準法の改正による全面的変更（8用途）及び中央埠頭、有幌地区の追加
 ケ オタモイ1丁目～3丁目、幸3丁目、赤岩1丁目・2丁目、祝津1丁目～3丁目、高島2丁目・5丁目、富岡2丁目、天神2丁目、奥沢5丁目、真栄2丁目、潮見台1丁目～4丁目、若竹町、築港、桜4丁目・5丁目、新光1丁目・4丁目・5丁目、朝里川温泉1丁目、桂岡町、見晴町、長橋1丁目、清水町、稲穂2丁目、忍路1丁目、祝津3丁目地先、色内3丁目地先公有水面及び築港地先公有水面の各一部の変更
 コ 東南地域（望洋台）の内部変更（望洋台2丁目・3丁目の一部に外壁後退距離1.0mを決定）
 サ 最上2丁目、天神2丁目、奥沢5丁目、新光町、桂岡町、星野町、高島5丁目、祝津2丁目、長橋1丁目・5丁目及び塩谷2丁目の各一部の変更
 シ 最上1丁目・2丁目、潮見台2丁目～4丁目、錦町、奥沢5丁目、星野町、真栄2丁目、桜4丁目・5丁目、新光1丁目・2丁目、銭函1丁目・3丁目、朝里川温泉1丁目・2丁目、稲穂1丁目・5丁目、手宮2丁目、長橋2丁目・3丁目、塩谷1丁目・2丁目、望洋台1丁目～3丁目の各一部の変更（望洋台2丁目～4丁目の一部、朝里川温泉1丁目の一部、桜5丁目の一部、若竹町の一部、潮見台1丁目～4丁目の一部、真栄2丁目の一部、奥沢5丁目の一部に外壁後退距離1.0mを決定）
 ス オタモイ3丁目地区の特定保留解除（オタモイ3丁目の一部に外壁後退距離1.0mを決定）
 セ 星野町地区の特定保留解除

小樽都市計画（平成6年6月変更以降）

（単位：ha、下段は構成比）

告示年月日	告示番号	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣住居地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	備考
平成6年6月1日	小樽市告示第86号	746 19.6	— —	785 20.7	— —	1,207 31.8	23 0.6	— —	— —	131 3.5	78 2.0	405 10.7	264 7.0	158 4.1	3,797 100.0	ゾ
平成7年10月31日	小樽市告示第205号	749 19.7	— —	785 20.7	— —	1,207 31.8	23 0.6	— —	— —	131 3.5	78 2.0	405 10.7	264 6.9	158 4.1	3,800 100.0	タ
平成8年8月16日	小樽市告示第150号	749 19.7	— —	785 20.7	— —	1,207 31.8	23 0.6	— —	— —	130 3.5	78 2.0	417 10.9	253 6.7	158 4.1	3,800 100.0	チ
平成8年12月17日	小樽市告示第239号	749 19.6	— —	785 20.6	— —	1,225 32.1	23 0.6	— —	— —	130 3.5	78 2.0	417 10.9	253 6.6	158 4.1	3,818 100.0	ツ
平成10年11月6日	小樽市告示第195号	749 19.5	— —	785 20.4	— —	1,240 32.2	23 0.6	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	テ
平成11年6月28日	小樽市告示第132号	747 19.4	— —	785 20.4	— —	1,242 32.3	23 0.6	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	ト
平成14年12月27日	小樽市告示第239号	747 19.4	— —	785 20.4	— —	1,242 32.3	23 0.6	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	ナ
平成16年3月16日	小樽市告示第46号	740 19.2	— —	792 20.6	— —	1,242 32.3	23 0.6	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	ニ
平成17年3月29日	小樽市告示第54号	740 19.2	— —	792 20.6	— —	1,242 32.3	23 0.6	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,847 100.0	ヌ
平成17年9月7日	小樽市告示第215号	740 19.2	— —	792 20.6	— —	1,236 32.1	29 0.8	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,847 100.0	ネ
平成18年3月31日	小樽市告示第58号	740 19.2	— —	792 20.6	— —	1,237 32.1	29 0.8	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,848 100.0	ノ
令和3年3月23日	小樽市告示第90号	740 19.2	— —	792 20.6	— —	1,237 32.1	29 0.8	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,848 100.0	ハ

ゾ 建築基準法及び都市計画法の改正に伴う全面的変更

（塩谷2丁目、幸2丁目、オタモイ1丁目、長橋5丁目、港町、堺町、住吉町、住ノ江1丁目、若松1丁目、新光3丁目及び銭函2丁目・銭函3丁目の各一部の変更）

タ オタモイ3丁目地区の特定保留解除（オタモイ3丁目の一部に外壁後退距離1.0mを決定）

チ 色内2丁目及び色内3丁目の各一部の変更

ツ 新光町及び新光3丁目の各一部の変更

テ 星野町、港町地先、手宮1丁目地先公有水面及び高島1丁目地先公有水面の各一部の変更

ト 望洋台3丁目、朝里川温泉1丁目、桜5丁目及び潮見台3丁目の各一部の変更

ナ 建築基準法の一部改正により、建蔽率の数値が拡充されたことに伴う建蔽率の指定（今までの数値で指定）

ニ オタモイ1丁目の一部の変更

ヌ 手宮1丁目、色内3丁目、船浜町及び築港の各一部（0.6ha）を公有水面埋立のため指定

ネ 朝里川温泉2丁目の一部変更

ノ 塩谷1丁目の一部を公有水面埋立のため指定

ハ 塩谷2丁目の一部の変更（第一種住居地域、約0.2ha減）※小数点以下四捨五入するため面積は変わらない。

②札幌圏都市計画（小樽市分）

（単位：ha、下段は構成比）

告示年月日	告示番号	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	未指定地	計	備考
昭和48年3月13日	北海道告示第585号							(384) (100.0)			(384) (100.0)	※1
昭和48年6月1日	北海道告示第1707号						(120) (21.3)			(264) (78.7)		(384) (100.0)
昭和50年4月15日							120 21.3			264 78.7		384 100.0
昭和53年6月26日	北海道告示第2014号						126 32.3			264 67.7		390 100.0
昭和54年12月22日	北海道告示第3987号						126 32.3			264 67.7		390 100.0
平成2年6月1日							133 33.5			264 66.5		397 100.0
												エ

※1 小樽への編入前（石狩町にて当初決定）（面積は小樽市に編入された数字を記載）

※2 建築基準法の改正による全面的変更（4用途→8用途）（石狩町にて変更）（面積は小樽市に編入された数字を記載）

ア 石狩町の一部を編入

イ 樽川ふ頭部分の区域区分の変更に伴い追加指定

ウ 小樽市分については変更なし

エ 行政区域界の変更に伴う用途地域界の変更

札幌圏都市計画（小樽市分）（平成8年3月変更以降）

（単位：ha、下段は構成比）

告示年月日	告示番号	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	備考
平成8年3月29日	北海道告示第452号										133 33.5			264 66.5	397 100.0	オ
平成10年3月31日	北海道告示第461号										159 40.1			238 59.9	397 100.0	カ
平成14年12月24日	北海道告示第2025号										159 40.1			238 59.9	397 100.0	キ
平成17年3月29日	北海道告示第244号										254 64.0			143 36.0	397 100.0	ク
平成17年11月8日	北海道告示第833号										254 61.4	17 4.1	143 34.5	414 100.0	ケ	
平成27年3月17日	小樽市告示第83号										254 56.1	26 5.7	173 38.2	453 100.0	コ	
令和3年3月23日	小樽市告示第90号										241 54.8	26 5.9	173 39.3	440 100.0	サ	

オ 建築基準法及び都市計画法の改正に伴う全面的変更

カ 錢函4丁目の一部を変更

キ 建築基準法の一部改正により、建蔽率の数値が拡充されたことに伴う建蔽率の指定（今までの数値で指定）

ク 錢函4丁目を変更

ケ 錢函5丁目（石狩湾新港西地区）の一部を公有水面埋立のため指定

コ 錢函5丁目（石狩湾新港西地区）の一部を公有水面埋立のため指定

サ 錢函5丁目（石狩湾新港中央水路地区）の一部の公有水面を市街化区域から市街化調整区域に変更（第7回定期見直し）

(3) 特別用途地区

・小樽都市計画

種類	告示年月日	告示番号	面積(ha)	備考
特別工業地区	昭和48年10月15日決定	小樽市告示第115号	199	銭函2丁目・3丁目の工業地域内及び銭函3丁目内の工業専用地域内
大規模集客施設制限地区	平成19年11月30日変更	小樽市告示第268号	429	全ての準工業地域

・札幌圏都市計画(小樽市分)

種類	告示年月日	告示番号	面積(ha)	備考
特別業務地区	平成10年3月31日決定	小樽市告示第47号	59	銭函4丁目及び5丁目の準工業地域の各一部
	平成17年3月29日変更	小樽市告示第53号	第一種 33 第二種 121	銭函5丁目の準工業地域の一部 銭函4丁目の準工業地域
大規模集客施設制限地区	平成19年11月30日変更	小樽市告示第268号	100	全ての準工業地域 (特別業務地区(第一種・第二種)は除く)
	令和3年3月23日変更	小樽市告示第90号	87	石狩湾新港中央水路地区の一部の公有水面を市街化区域から市街化調整区域に変更

(4) 高度地区

告示年月日	告示番号	面積(ha)	備考
昭和27年9月4日決定	建設省告示第1171号	0.686	・船見通 ・建築物の高さの最低限は9m(ただし、建築面積の3分の1以内の部分は除く)

(5) 高度利用地区

告示年月日	告示番号	面積(ha)	備考
昭和45年2月7日決定	小樽市告示第17号	5.7	・稲穂2丁目・3丁目の一部
昭和51年11月11日変更	小樽市告示第178号	2.8	・小樽駅前再開発区域に区域変更
平成8年3月11日変更	小樽市告示第48号	3.7	【稲北地区】 (稲穂5丁目の一部、0.9ha)を追加指定 ・容積率の最高限度 40/10以下 ・容積率の最低限度 20/10以上 ・建蔽率の最高限度 7/10以下 (ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする) ・建築面積の最低限度 300m ² 以上 ・壁面の位置の制限 (2.0m)
平成18年9月11日変更	小樽市告示第233号	3.8	【小樽駅前地区】 (稲穂2丁目・3丁目一部、2.9ha) 小樽駅前地区を市街地再開発事業(小樽駅前 第3ビル周辺地区)に伴い区域拡大 ・容積率の最高限度 60/10以下 ・容積率の最低限度 20/10以上 ・建蔽率の最高限度 8/10以下 (ただし、耐火建築物にあっては 9/10) (ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする) ・建築面積の最低限度 300m ² 以上

(6) 防火地域・準防火地域

告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
		防火地域	準防火地域	計
昭和24年10月4日決定	建設省告示第833号	—	280.22 (ア)	280.22
昭和27年10月3日変更	建設省告示第1267号	1.72 (イ)	278.50 (ウ)	280.22
昭和31年9月5日変更	建設省告示第1413号	1.72	305.79 (エ)	307.51
昭和39年11月5日変更	建設省告示第3097号	1.72	552.18 (オ)	553.90
昭和48年5月1日変更	小樽市告示第41号	15.3 (カ)	652.1 (キ)	667.4
昭和53年10月25日変更	小樽市告示第160号	16.0 (ク)	651.4	667.4
昭和53年10月25日変更	小樽市告示第161号	16.0	651.4 (ケ)	667.4
昭和61年9月16日変更	小樽市告示第195号	17.0 (コ)	658.0 (サ)	675.0
平成8年8月16日変更	小樽市告示第152号	17.0	686.0 (シ)	703.0
平成17年3月29日変更	小樽市告示第55号	17	686 (ス)	703
平成18年9月11日変更	小樽市告示第233号	17	686 (セ)	703

- (ア) 旧市街地を指定
- (イ) 大通北線及び船見通の一部を指定
- (ウ) (イ) の防火地域を除く
- (エ) 色内小学校付近と緑町商店街を加える
- (オ) 旧商業地域等を対象とする
- (カ) 容積率600%の区域及び船見通の一部を指定
- (キ) 商業地域・近隣商業地域及びその周辺の過密地域を追加指定 (第1～3埠頭を除く)
- (ク) 容積率600%の変更区域(0.7ha)を加える
- (ケ) (ク) の変更部分(0.7ha)を除く
- (コ) 容積率600%の拡大区域を追加
- (サ) 近隣商業地域(塩谷1・2丁目、新光1・2丁目、錢函1丁目)等を追加指定
- (シ) 小樽築港駅周辺地区再開発地区計画区域(28.0ha)を追加指定
- (ス) 色内3丁目一部(0.1ha)を追加指定
- (セ) 小樽築港周辺地区地区計画変更に伴い、高度利用の見込みがたたない区域(0.1ha)を指定解除

(7) 駐車場整備地区

告示年月日	告示番号	面積 (ha)	備考
昭和50年3月31日決定	小樽市告示第45号	71	商業地域(稲穂、花園、色内等)

(8) 臨港地区

・小樽都市計画

告示年月日	告示番号	面積(ha)	備考
昭和36年3月16日決定	建設省告示第495号	132.0	
昭和63年8月22日決定	北海道告示第1378号	189	高島地区、手宮・北浜地区、色内ふ頭地区、第3号ふ頭地区、中央ふ頭地区、有幌地区、勝納ふ頭地区及び若竹ふ頭地区を追加し、出抜小路地区、住吉地区及び入船五差路地区を削除
平成8年8月16日変更	北海道告示第1276号	185	高島地区、手宮地区を追加し、若竹地区を削除
平成13年6月15日変更	北海道告示第1087号	192.2	港町の一部を追加、高島1丁目・手宮1丁目の各一部を削除
平成17年3月29日変更	北海道告示第244号	192.4	手宮1丁目、色内3丁目の各一部を追加

・札幌圏都市計画

告示年月日	告示番号	面積(ha)	備考
昭和60年5月30日決定	北海道告示第918号	257	石狩湾新港地域、石狩町180ha、小樽市77ha (内訳は行政区界変更後の面積)
平成28年2月19日変更	北海道告示第127号	391	石狩湾新港地域、石狩市259.8ha、小樽市130.9ha ※指定：東第一地区、中央地区、西地区、中央水路第一地区、中央水路第二地区 ※削除：東第二地区、中央水路第三地区 ※GIS求積による誤差修正
令和3年3月23日変更	北海道告示第230号	393	石狩湾新港地域、石狩市261.6ha、小樽市130.9ha ※指定：中央地区

小樽の都市計画
都市施設
City planning of OTARU

(1) 道路

・小樽都市計画道路の決定経過

告示年月日	告示番号	内 容
昭和10年10月12日	内務省告示第 548号	公園通外25線を決定
昭和23年	建設省告示第 523号	出抜小路線、若竹線の追加
昭和24年 1月31日	建設省告示第 64号	花園学校通、於古発川通、舟見通南線及び舟見通北線の4線を追加
昭和28年 3月24日	建設省告示第 320号	錦町線の延長増と広場の新設
昭和30年12月20日	建設省告示第1500号	北浜線、税関前通の2線を追加。緑町線、龍宮通及び海岸高島線の3線の延長増
昭和32年 4月23日	建設省告示第 639号	東通南線の南小樽駅前に交通広場を新設
昭和34年 3月23日	建設省告示第 416号	若松線の奥沢2丁目に広場を新設。海岸高島線の延長増
昭和36年 3月16日	建設省告示第 426号	高商通の名称を花穂中央線に変更し、延長増と広場の新設。入舟線の延長増と広場の新設。大通北線、色内川通及び奥船線の3線の幅員を拡幅
昭和38年10月28日	建設省告示第2710号	従来の公園通外33線を全面廃止し、新たに花園学校通外25線を決定
昭和40年 7月 2日	建設省告示第1670号	錢函地区に新しく錢函中央線外5線を追加
昭和41年 8月25日	建設省告示第2912号	小樽中央線の延長増、本通線の線形変更と延長減、入舟線の延長増、手宮仲通を臨港線より分離し新しく追加。祝津山手線の臨港線の変更に伴う延長減、臨港線の名称、起終点、幅員及び線形等の全面的変更。海岸高島線の一部幅員の拡幅
昭和43年 3月30日	建設省告示第 807号	小樽中央線の線形変更
昭和44年 3月31日	建設省告示第1283号	朝里温泉通の線形変更
昭和45年 2月 7日	北海道告示第 308号	小樽駅前再開発事業に伴う中央通の幅員拡幅、延長減及び小樽中央線の幅員拡幅及び小樽駅前広場の増
昭和46年 5月 8日	北海道告示第1392号	本通線の量徳橋の幅員変更
昭和47年 5月23日	小樽市告示第 123号	道路網の見直しにより東小樽線、東通線及び公園東通を全面変更
昭和47年 7月 7日	北海道告示第2231号	道路網の見直しにより花園学校通外31路線を全面変更し、新たに住吉線、蘭島中央線、幸線、オタモイ線、蘭島仲通、蘭島海岸線、御膳水通を追加決定
昭和47年 8月18日	北海道告示第2640号	臨港線の一部幅員拡幅
昭和47年 8月18日	小樽市告示第 162号	中央埠頭線の追加
昭和52年 7月13日	北海道告示第2186号	従来の西星置線の名称を道央新道に変更し、起終点、幅員及び線形等全面的に変更。小樽中央線の線形変更。錢函海岸線の一部の幅員を縮小し、終点を延長。新宮横通の一部の幅員を拡幅
昭和52年 7月13日	小樽市告示第 105号	錢函山手線を追加決定
昭和53年 4月10日	北海道告示第1035号	朝里温泉通の線形変更
昭和53年10月25日	北海道告示第3269号	東小樽環状線、望洋線及び桜台線を追加決定
昭和53年10月25日	小樽市告示第 162号	東小樽線の一部幅員拡幅
昭和55年 7月 8日	北海道告示第1763号	海岸高島線、東小樽環状線の線形変更
昭和55年 9月20日	北海道告示第2361の2号	臨港線、手宮仲通の幅員の変更
昭和56年 8月10日	北海道告示第1763号	小樽中央線の線形及び幅員の変更。臨港線の一部の幅員の拡幅。長橋大通、長橋小学校通の追加
昭和56年11月 9日	北海道告示第2383号	祝津山手線の一部の線形の変更
昭和61年 5月15日	北海道告示第 746号	臨港線及び中央通の一部区域の変更
昭和61年 8月28日	北海道告示第1420号	長橋小学校通の一部の幅員の変更及び区域の変更
昭和63年 6月30日	北海道告示第1058号	祝津山手線の一部幅員の拡幅変更
平成 2年 6月 4日	北海道告示第 766号	新宮横通の一部区域の変更
平成 2年 6月 4日	小樽市告示第 78号	錢函山手線の一部区域の変更
平成 2年10月18日	北海道告示第1491号	小樽中央線の起点、線形及び一部幅員の変更
平成 2年10月29日	小樽市告示第 159号	駅前パーキング前通を追加決定
平成 3年10月 8日	北海道告示第1571号	東小樽環状線の線形及び一部区域の変更

告示年月日	告示番号	内 容
平成4年3月10日	北海道告示第 331号	幸線の線形及び一部区域の変更
平成4年6月23日	北海道告示第 990号	和宇尻中央通、札文塚通、歌棄通及び錢函新通を追加決定
平成6年11月25日	北海道告示第1766号	臨港線の構造の変更。勝納築港線、築港海岸通を追加決定
平成6年11月25日	小樽市告示第 196号	東小樽線の一部区域の変更。マリンロードの追加決定
平成7年12月22日	北海道告示第1926号	長橋線の一部区域の変更。望洋線の起点及び線形の変更
平成8年6月4日	北海道告示第 857号	祝津山手線の終点及び線形の変更
平成8年9月20日	北海道告示第1461号	ほしみ駅南通の追加決定
平成9年8月15日	北海道告示第1334号	小樽中央線の線形及び一部幅員の拡幅変更
平成9年11月14日	北海道告示第1800号	小樽中央線の線形の変更
平成10年10月6日	北海道告示第1707号	新宮横通の終点、線形及び一部区域の変更。錢函山手線の一部区域の変更
平成11年12月10日	北海道告示第2030号	小樽山手通、塩谷小学校通の追加
平成13年11月30日	北海道告示第2011号	臨港線の一部幅員及び区域の変更、車線の数の決定。朝里温泉通の線形及び一部幅員の変更、車線の数の決定
平成15年3月14日	北海道告示第 412号	中央通ほか44路線の車線の数の決定
平成15年3月14日	小樽市告示第 34号	東小樽線ほか5路線の車線の数の決定
平成17年6月17日	北海道告示第 472号	臨港線の一部構造、一部車線の数、一部幅員及び区域の変更、一部区域の廃止。勝納築港線の構造及び起点の変更
平成17年6月17日	小樽市告示第 152号	新富線の起点の変更
平成17年9月13日	北海道告示第 687号	朝里温泉通の終点、一部区域及び線形の変更
平成19年9月21日	北海道告示第 613号	臨港線の一部区域の変更
令和3年3月23日	北海道告示第 230号	小樽中央線の一部区域の変更

・ 札幌圏都市計画（小樽市分）道路の決定経過

告示年月日	告示番号	内 容
昭和52年7月13日	北海道告示第2185号	道央新道、樽川埠頭通、小樽・石狩通、流通通を決定
平成16年4月6日	北海道告示第 391号	道央新道、ほか3路線の車線の数の決定、樽川埠頭通の名称の変更

・小樽都市計画道路表

(令和3年度末現在)

名 称				主な幅員 (m)	延 長 (m)	摘要	改良済 延長 (m)	整備済 延長 (m)
区分	規模	番号	路 線 名					
1	3	1	小樽山手通	24	22,640	平成11年12月10日北海道告示第2030号	22,160	430
3	1	500	道央新道	45	2,280	平成15年3月14日北海道告示第412号	2,280	2,280
3	2	1	中央通	36	550	〃	550	550
3	2	2	花園学校通	36	440	〃	410	0
3	2	4	臨港線	30	3,550	平成19年9月21日北海道告示第613号	3,350	3,350
3	3	5	住吉線	27	490	平成15年3月14日北海道告示第412号	490	40
3	3	6	公園通	22	680	〃	0	0
3	3	7	小樽中央線	25	28,740	令和3年3月23日北海道告示第230号	28,740	28,550
3	3	8	蘭島中央線	22	1,800	平成15年3月14日北海道告示第412号	720	720
3	4	9	錢函運河線	20	2,000	〃	1,350	1,350
3	4	10	手宮仲通	18	1,700	〃	470	470
3	4	11	龍宮通	18	530	〃	320	320
3	4	12	綠山手線	18	4,000	〃	2,820	2,600
3	4	13	入舟線	18	2,220	〃	1,700	1,700
3	4	14	若松線	18	3,800	〃	3,800	3,800
3	4	15	本通線	18	2,550	〃	0	0
3	4	16	大通北線	18	3,550	〃	1,060	770
3	4	17	朝里温泉通	18	4,210	平成17年9月13日北海道告示第687号	4,210	4,210
3	4	18	錢函海岸線	18	1,840	平成15年3月14日北海道告示第412号	210	0
3	4	19	高島中央線	16	1,410	〃	0	0
3	4	20	祝津山手線	16	4,740	〃	2,850	2,850
3	4	21	長橋線	16	1,840	〃	680	670
3	4	22	花穂中央線	16	2,000	〃	1,850	1,260
3	4	23	公園南通	16	1,030	〃	0	0
3	4	24	最上町線	16	1,130	〃	880	880
3	4	25	奥船線	16	640	〃	0	0
3	4	26	新富線	16	500	平成17年6月17日小樽市告示第152号	0	0
3	4	27	桜町本通	16	880	平成15年3月14日北海道告示第412号	880	0
3	4	28	幸線	16	1,880	〃	1,880	1,880
3	4	29	オタモイ線	16	1,370	〃	0	0
3	4	30	蘭島仲通	16	300	〃	0	0
3	4	31	蘭島海岸線	16	1,310	〃	0	0
3	4	32	十万坪線	16	1,380	〃	1,280	1,280
3	4	33	御膳水通	16	310	〃	0	0
3	5	34	東小樽線	13	4,750	平成15年3月14日小樽市告示第34号	2,400	1,740
3	5	35	東通線	12	710	〃	0	0
3	5	36	公園東通	12	1,150	〃	230	0
3	5	37	新宮横通	12	1,490	平成15年3月14日北海道告示第412号	960	960
3	6	38	海岸高島線	11	4,280	〃	4,280	4,280
3	6	39	中央埠頭線	8.5	300	平成15年3月14日小樽市告示第34号	300	300
3	5	41	錢函山手線	12	540	〃	540	540
3	5	42	東小樽環状線	14	7,490	平成15年3月14日北海道告示第412号	3,070	3,070
3	4	43	望洋線	18	3,800	〃	3,800	3,800
3	4	44	桜台線	18	960	〃	960	960
3	4	45	長橋大通	18	3,210	〃	3,210	3,210
3	4	46	長橋小学校通	16	390	〃	390	390
3	4	47	和宇尻中央通	20	1,960	〃	780	780
3	4	48	礼文塚通	18	560	〃	560	560
3	4	49	歌棄通	18	430	〃	0	0
3	4	50	錢函新通	18	460	〃	460	310

・小樽都市計画道路表

(令和3年度末現在)

名 称				主な幅員 (m)	延 長 (m)	摘 要	改良済 延長 (m)	整備済 延長 (m)
区分	規模	番号	路 線 名					
3	3	51	勝納築港線	27	110	平成17年6月17日北海道告示第472号	110	110
3	3	52	築港海岸通	25	1,180	平成15年3月14日北海道告示第412号	1,180	1,180
3	4	53	ほしみ駅南通	21	70	〃	70	70
3	3	54	塩谷小学校通	22	1,620	平成11年12月10日北海道告示第2030号	0	0
7	6	1	駅前バーキング前通	11	50	平成15年3月14日小樽市告示第34号	40	40
8	5	1	マリンロード	14	170	平成6年11月25日小樽市告示第196号	170	170
計			56路線		143,970		86,720 60.23%	82,420 57.25%

・札幌圏都市計画（小樽市分）道路表

(令和3年度末現在)

名 称				主な幅員 (m)	延 長 (m)	摘 要	改良済 延長 (m)	整備済 延長 (m)
区分	規模	番号	路 線 名					
3	1	500	道央新道	45	1,310	平成16年4月6日北海道告示第391号	1,310	1,310
3	1	501	小樽・石狩通	50	960	〃	960	960
3	1	502	流通通	50	390	〃	390	390
3	2	503	樽川埠頭通	30	2,110	〃	2,110	2,110
計			4路線		4,770		4,770 100%	4,770 100%

(2) 公園・緑地

・小樽都市計画公園及び小樽都市計画緑地の決定経過

告示年月日	告示番号	内 容
昭和16年5月10日 昭和17年5月13日 昭和18年5月8日 昭和23年8月27日 昭和25年6月17日 昭和25年6月17日 昭和26年12月3日 昭和30年3月31日 昭和30年3月31日 昭和33年3月31日 昭和37年3月14日 昭和40年7月2日 昭和42年3月15日 昭和43年6月19日 昭和45年4月30日 昭和45年9月14日 昭和46年3月4日 昭和46年3月31日 昭和46年11月25日 昭和47年5月9日 昭和48年3月7日 昭和48年3月9日 昭和49年2月4日 昭和50年2月10日 昭和51年1月30日 昭和51年9月11日 昭和53年1月7日 昭和54年3月23日 昭和54年3月29日 昭和54年3月31日 昭和54年4月5日 昭和55年5月26日 昭和56年5月28日 昭和56年10月8日 昭和57年2月24日	内務省告示第272号 内務省告示第330号 建設省告示第275号 建設省告示第47号 建設省告示第544号 建設省告示第546号 建設省告示第1022号 建設省告示第381号 建設省告示第382号 建設省告示第793号 建設省告示第546号 建設省告示第1670号 建設省告示第603号 建設省告示第1639号 小樽市告示第60号 北海道告示第2282号 小樽市告示第41号 小樽市告示第164号2 小樽市告示第117号 小樽市告示第21号 北海道告示第543号 小樽市告示第14号 小樽市告示第20号 小樽市告示第12号 北海道告示第3207号 小樽市告示第3号 小樽市告示第32号 北海道告示第823号 建設省令第7号 北海道告示第958号 小樽市告示第88号 小樽市告示第78号 北海道告示第2205号 小樽市告示第27号	若竹公園、手宮公園を当初決定。 小樽公園の追加。 平磯公園の追加。 汐見台公園、天神公園の追加。手宮公園の面積及び区域の変更。 奥沢2丁目公園の追加。 奥沢4丁目公園の追加。 入舟公園の追加。小樽公園の面積及び区域の変更。 二楽園の追加。 入舟公園の面積及び区域の変更。 二楽園の公園名の変更（変更後、もがみ公園）。 奥沢2丁目公園の区域の変更。奥沢4丁目公園の面積及び区域の変更。 さくら公園の追加。 平磯公園の面積及び区域の変更。 じゅらく台公園、はまなす公園、あかしや公園、しらかば公園、ながら公園の追加。 桂岡中央公園の追加。 朝里中央公園、稲穂公園、梅ヶ枝芝公園、幸中央公園、からまつ公園の追加。若竹公園の種別、面積及び区域の変更。 ひまわり公園、高島公園の追加。 天神公園の面積及び区域の変更。 銭函公園の追加。 桜2丁目公園、幸4丁目公園の追加。 むつみ公園の追加。若竹公園の番号及び区域の変更。奥沢2丁目公園の番号、公園名（変更後、奥沢1丁目公園）及び位置の変更。 じゅらく台公園、はまなす公園、あかしや公園、しらかば公園、ながら公園の番号、位置及び面積表示の変更。桂岡中央公園、ひまわり公園、高島公園、銭函公園の番号の変更。 汐見台公園、天神公園、もがみ公園、さくら公園の番号、位置及び面積表示の変更。奥沢4丁目公園の番号、公園名（変更後、奥沢2丁目公園）、位置及び面積表示の変更。朝里中央公園、稲穂公園、からまつ公園の番号の変更。梅ヶ枝芝公園、幸中央公園の番号及び位置の変更。入舟公園の番号及び面積表示の変更。平磯公園、手宮公園、小樽公園の種別、番号、位置及び面積表示の変更。 赤岩公園、あけばの公園、すずらん公園の追加。 なかよし公園の追加。 しらゆり公園、新光西公園の追加。 桜丘の上公園の追加。 新光東公園、おこばち公園、松山公園の追加。 かもめが丘公園、新光南公園、ひばりが丘公園の追加。奥沢1丁目公園の公園名の変更（変更後、奥沢記念公園）。 末広公園の追加。手宮公園の位置、面積及び区域の変更。 都市公園法施行規則の一部改正により、「一般公園」を「地区公園、総合公園」に改正。 奥沢2丁目公園の公園名の変更（変更後、栗山公園）。 赤岩北公園、どんぐり公園の追加。 たんぽぽ公園、いしやま公園、らいらっく公園、ほしの公園の追加。 からまつ公園の種別、番号、位置、面積及び区域の変更。 オタモイ3丁目公園、望洋1号公園、うたすつ公園の追加。高島公園の面積及び区域の変更。

・小樽都市計画公園及び小樽都市計画緑地の決定経過

告示年月日	告示番号	内 容
昭和57年8年31日	小樽市告示第 147号	かえで公園、みどり公園、はまべ公園の追加。
昭和58年7月5日	小樽市告示第 103号	とみおか公園の追加。
昭和58年8月1日	北海道告示第1490号	望洋東公園の追加。
昭和59年1月6日	小樽市告示第 1号	うみねこ公園、ちどり公園、うみどり公園の追加。
昭和59年3月22日	北海道告示第 468号	朝里川公園の追加。
昭和60年2月8日	小樽市告示第 13号	はるか公園、銭函1丁目公園、ヤチダモ公園の追加。
昭和61年5月15日	北海道告示第 746号	平磯公園の種別及び番号の変更。入舟公園の種別、番号及び公園名の変更。小樽公園の種別の変更。
昭和61年5月16日	小樽市告示第 106号	こざくら公園、あおばと公園、やまぶき公園、てんとうむし公園、ななかまど公園、山の上公園、やまびこ公園、きらいち公園、すずむし公園、きりぎりす公園、みつばち公園の追加。むつみ公園の面積及び区域の変更。望洋1号公園の公園名の変更（変更後、こおろぎ公園）。
昭和61年5月16日	小樽市告示第 107号	望洋台東緑道の追加。
昭和63年3月10日	北海道告示第 324号	色内埠頭公園の追加。
昭和63年12月16日	小樽市告示第 216号	かっこう公園、杉の子公園、蘭島駅前公園の追加。
平成元年12月12日	小樽市告示第 170号	とりで公園、ふれあい公園の追加。
平成元年12月12日	小樽市告示第 171号	銭函レストパークの追加。
平成元年12月14日	北海道告示第1882号	銭函中央公園の追加。
平成2年8月16日	北海道告示第1141号	天神公園の区域の変更。
平成2年10月18日	北海道告示第1491号	長橋なえぼ公園の追加。
平成3年3月28日	小樽市告示第 40号	ひふみ公園の追加。
平成3年8月30日	北海道告示第1371号	からまつ公園の区域の変更。
平成3年9月4日	小樽市告示第 142号	うみねこ公園の区域の変更。
平成4年10月6日	小樽市告示第 145号	新光北公園、ほしの丘の上公園の追加。
平成5年6月30日	建設省令第 14号	都市公園法施行規則の一部改正により、「児童公園」を「街区公園」に改正。
平成6年6月3日	北海道告示第 869号	朝里川公園の区域の変更。
平成6年6月3日	小樽市告示第 91号	錦台公園の追加。
平成7年7月12日	小樽市告示第 145号	ひふみ公園の公園名の変更（変更後、あじさい公園）。
平成7年12月11日	小樽市告示第 227号	みつばち公園の面積及び区域の変更。
平成7年12月11日	小樽市告示第 228号	望洋台東緑道の区域の変更。
平成9年3月14日	小樽市告示第 36号	築港広場公園の追加。
平成11年6月28日	小樽市告示第 133号	奥沢記念公園の区域の変更。
平成13年4月20日	小樽市告示第 85号	入船公園の区域の変更。
平成17年10月18日	小樽市告示第 238号	もがみ公園の位置及び区域の変更。
平成26年2月21日	小樽市告示第 41号	小樽公園の区域の変更。

種別	名 称		位 置	計画決定面積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	当初計画決定年月日	最終計画変更年月日
	番 号	公 園 名					
街区	2·2·1	若竹公園	若竹町	0.25	0.25	16. 5. 10(内) 272号	48. 3. 7 (市) 21号
	2·2·2	奥沢記念公園	奥沢 1 丁目	0.22	0.22	25. 6. 17(建) 544号	H11. 6. 28(市) 133号
	2·2·3	じゅらく台公園	朝里 2 丁目	0.39	0.39	43. 6. 19(建) 1639号	48. 3. 7 (市) 21号
	2·2·4	はまなす公園	朝里 3 丁目	0.31	0.31	〃	〃
	2·2·5	あかしや公園	新光 1 丁目	0.35	0.35	〃	〃
	2·2·6	しらかば公園	新光 5 丁目	0.52	0.52	〃	〃
	2·2·7	桂岡中央公園	桂岡町	0.31	0.31	45. 4. 30(市) 60号	〃
	2·2·8	ながら公園	新光 5 丁目	0.46	0.46	43. 6. 19(建) 1639号	〃
	2·2·9	ひまわり公園	稻穂 1 丁目	0.06	0.06	46. 3. 4 (市) 41号	〃
	2·2·10	高島公園	高島 3 丁目	0.43	0.43	〃	57. 2. 24(市) 27号
	2·2·11	錢函公園	錢函 2 丁目	0.16	0.16	46. 11. 25(市) 164号2	48. 3. 7 (市) 21号
	2·2·12	桜 2 丁目公園	桜 2 丁目	0.37	0.37	47. 5. 9 (市) 117号	
	2·2·13	幸 4 丁目公園	幸 4 丁目	0.24	0.24	〃	
	2·2·14	むつみ公園	長橋 4 丁目	0.10	0.10	48. 3. 7 (市) 21号	61. 5. 16(市) 106号
	2·2·15	赤岩公園	赤岩 1 丁目	0.16	0.16	49. 2. 4 (市) 14号	
	2·2·16	あけぼの公園	桂岡町	0.32	0.32	〃	
	2·2·17	すずらん公園	幸 3 丁目	0.13	0.13	〃	
	2·2·18	なかよし公園	長橋 3 丁目	0.12	0.12	50. 2. 10(市) 20号	
	2·2·19	しらゆり公園	錢函 2 丁目	0.12	0.12	51. 1. 30(市) 12号	
	2·2·20	新光西公園	新光 1 丁目	0.12	0.12	〃	
	2·2·21	新光東公園	新光 2 丁目	0.12	0.12	53. 1. 7 (市) 3号	
	2·2·22	おこばち公園	最上 2 丁目	0.11	0.11	〃	
	2·2·23	松山公園	長橋 5 丁目	0.12	0.12	〃	
	2·2·24	かもめが丘公園	高島 5 丁目	0.31	0.30	54. 3. 23(市) 32号	
	2·2·25	新光南公園	新光 3 丁目	0.12	0.12	〃	
	2·2·26	ひばりが丘公園	桂岡町	0.13	0.13	〃	
	2·2·27	赤岩北公園	赤岩 2 丁目	0.21	0.21	55. 5. 26(市) 88号	
	2·2·28	どんぐり公園	桂岡町	0.13	0.13	〃	
	2·2·29	たんぽぽ公園	塩谷 2 丁目	0.05	0.05	56. 5. 28(市) 78号	
	2·2·30	いしやま公園	石山町	0.06	0.06	〃	
	2·2·31	らいらっく公園	桂岡町	0.27	0.27	〃	
	2·2·32	ほしの公園	星野町	0.13	0.13	〃	
	2·2·33	オタモイ 3 丁目公園	オタモイ 3 丁目	0.23	0.23	57. 2. 24(市) 27号	
	2·2·34	かえで公園	入船 2 丁目	0.10	0.10	57. 8. 31(市) 147号	
	2·2·35	こおろぎ公園	望洋台 1 丁目	0.26	0.26	57. 2. 24(市) 27号	61. 5. 16(市) 106号
	2·2·36	うたすつ公園	錢函 1 丁目	0.24	0.24	〃	
	2·2·37	みどり公園	緑 1 丁目	0.14	0.14	57. 8. 31(市) 147号	
	2·2·38	はまべ公園	塩谷 1 丁目	0.13	0.13	〃	
	2·2·39	とみおか公園	富岡 2 丁目	0.08	0.08	58. 7. 5 (市) 103号	
	2·2·40	うみねこ公園	祝津 2 丁目	0.05	0.05	59. 1. 6 (市) 1号	H3. 9. 4 (市) 142号
	2·2·41	ちどり公園	朝里 1 丁目	0.06	0.06	〃	
	2·2·42	うみどり公園	錢函 2 丁目	0.08	0.08	〃	
	2·2·43	はるか公園	春香町	0.15	0.15	60. 2. 8 (市) 13号	
	2·2·44	錢函 1 丁目公園	錢函 1 丁目	0.10	0.10	〃	
	2·2·45	ヤチダモ公園	錢函 3 丁目	0.18	0.18	〃	
	2·2·46	こざくら公園	桜 2 丁目	0.16	0.16	61. 5. 16(市) 106号	
	2·2·47	あおばと公園	張碓町	0.19	0.19	〃	
	2·2·48	やまぶき公園	オタモイ 1 丁目	0.15	0.15	〃	
	2·2·49	てんとうむし公園	望洋台 2 丁目	0.19	0.19	〃	
	2·2·50	ななかまど公園	入船 4 丁目	0.07	0.07	〃	
	2·2·51	山の上公園	富岡 2 丁目	0.51	0.51	〃	
	2·2·52	やまびこ公園	富岡 2 丁目	0.13	0.13	〃	
	2·2·53	きらいち公園	星野町	0.10	0.10	〃	
	2·2·54	すずむし公園	望洋台 2 丁目	0.16	0.16	〃	

種別	名 称		位 置	計画決 定面積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	当 初 計 画 決 定 年 月 日	最 終 計 画 変 更 年 月 日
	番 号	公 園 名					
街区	2・2・55	きりぎりす公園	望洋台2丁目	0.19	0.19	61. 5. 16(市) 106号	
	2・2・56	みつばち公園	望洋台3丁目	0.21	0.21	"	
	2・2・57	かっこう公園	松ヶ枝2丁目	0.13	0.13	63. 12. 16(市) 216号	
	2・2・58	杉の子公園	塩谷1丁目	0.20	0.20	"	
	2・2・59	蘭島駅前公園	蘭島1丁目	0.19	0.19	"	
	2・2・60	とりで公園	新光3丁目	0.28	0.28	H1. 12. 12(市) 170号	
	2・2・61	ふれあい公園	張碓町	0.25	0.25	"	
	2・2・62	あじさい公園	オタモイ3丁目	0.10	0.10	H3. 3. 28(市) 40号	
	2・2・63	新光北公園	新光1丁目	0.10	0.10	H4. 10. 6 (市) 145号	
	2・2・64	ほしの丘の上公園	星野町	0.20	0.20	"	
	2・2・65	錦台公園	稻穂5丁目	0.30	0	H6. 6. 3 (市) 91号	
	小 計	65		12.51	12.20		
近隣	3・3・1	汐見台公園	汐見台4丁目	1.7	1.7	23. 8. 27(建) 47号	48. 3. 9 (道) 543号
	3・3・2	天神公園	天神1丁目	1.4	1.4	"	H2. 8. 16(道) 1141号
	3・3・3	栗山公園	奥沢2丁目	1.2	1.2	25. 6. 17(建) 546号	54. 4. 5 (道) 958号
	3・3・5	もがみ公園	最上2丁目及び 松ヶ枝2丁目	1.9	1.9	30. 3. 31(建) 381号	H17. 10. 18(市) 238号
	3・3・6	さくら公園	桜1丁目	1.5	1.5	40. 7. 2 (建) 1670号	48. 3. 9 (道) 543号
	3・3・7	朝里中央公園	新光町	1.8	1.8	45. 9. 14(道) 2282号	"
	3・3・8	望洋東公園	望洋台1丁目	3.1	3.1	58. 8. 1 (道) 1490号	
	3・3・9	稻穂公園	稻穂5丁目	1.0	0	45. 9. 14(道) 2282号	48. 3. 9 (道) 543号
	3・3・10	梅ヶ枝芝公園	梅ヶ枝町	1.1	1.1	"	"
	3・3・11	幸中央公園	幸3丁目	1.4	1.4	"	"
	3・3・12	桜丘の上公園	桜3丁目	1.2	1.2	51. 9. 11(道) 3207号	
	3・3・13	末広公園	末広町	1.2	1.2	54. 3. 29(道) 823号	
	小 計	12		18.5	17.5		
地区	4・4・1	からまつ公園	最上2丁目及び 緑5丁目	5.4	3.3	45. 9. 14(道) 2282号	H3. 8. 30(道) 1371号
	4・4・2	朝里川公園	新光1丁目及び 桜3丁目	7.1	5.3	59. 3. 22(道) 468号	H6. 6. 3 (道) 869号
	4・4・3	平磯公園	若竹町	5.6	5.6	18. 5. 8 (建) 275号	61. 5. 15(道) 746号
	4・3・4	入船公園	入船5丁目	3.4	3.4	26. 12. 3 (建) 1022号	H13. 4. 20(市) 85号
	4・3・5	色内埠頭公園	色内3丁目	3.7	3.7	63. 3. 10(道) 324号	
	4・3・6	錢函中央公園	錢函3丁目	2.5	2.5	H1. 12. 14(道) 1882号	
	小 計	6		27.7	23.8		
総合	5・5・1	手宮公園	手宮1, 2, 3丁目	19.8	19.7	16. 5. 10(内) 272号	54. 3. 29(道) 823号
	5・5・2	小樽公園	花園5丁目	23.5	23.5	17. 5. 13(内) 330号	H26. 2. 21(市) 41号
	5・5・3	長橋なえぼ公園	幸1丁目	31.1	31.1	H2. 10. 18(道) 1491号	
	小 計	3		74.4	74.3		
緑地	1	望洋台東緑道	望洋台2, 3丁目	0.47	0.47	61. 5. 16(市) 107号	
	2	錢函レストパーク	錢函3丁目	0.52	0	H1. 12. 12(市) 171号	
	3	築港広場公園	築港	0.53	0.53	H9. 3. 14(市) 36号	
	小 計	3		1.52	1.00		
	合 計	89		134.63	128.80 86箇所		

(3) 下水道

① 小樽都市計画下水道の決定経過

(令和3年度末現在)

告示年月日	告示番号	面 積 (ha)		備 考
		計画決定	事業認可	
昭和33年3月26日決定	建設省告示第 503号	626.09	626.09	旧市街地
昭和35年6月2日変更	建設省告示第1036号	680.04	680.04	桜地区の一部を加える
昭和42年12月21日変更	建設省告示第4346号	680.04	680.04	雨水渠延長8,390mを追加
昭和50年6月24日変更	小樽市告示第 104号	2,412	1,730	朝里、若竹、高島、祝津地区を新規に追加し、他地区を拡大
昭和55年2月8日変更	小樽市告示第 27号	2,801	1,930	市街化区域の見直しに合わせ下水道計画区域を拡大
昭和56年11月18日変更	小樽市告示第 180号	2,801	1,930	望洋パークタウン造成工事に伴う道路計画変更による管渠施設の見直し
昭和58年7月12日変更	小樽市告示第 106号	2,801	1,980	一般国道5号長橋地区の路線計画変更に伴う色内系統の排水区見直し
昭和59年3月2日変更	小樽市告示第 50号	2,801	1,980	管渠施設の布設位置等の変更
昭和61年3月18日変更	小樽市告示第 46号	3,708	2,270	錢函処理区を新規に追加
昭和62年12月14日変更	小樽市告示第 259号	3,708	2,790	幹線管渠の一部について管径の変更
平成2年12月10日変更	小樽市告示第 186号	3,708	3,122	ポンプ場の位置の変更
平成3年9月4日変更	小樽市告示第 140号	3,711	3,122	排水区域の拡大
平成4年10月5日変更	小樽市告示第 137号	3,797	3,396	蘭島処理区を新規に追加、船浜下水終末処理場の廃止
平成7年6月30日変更	小樽市告示第 138号	3,797	3,396	幹線管渠の一部について管径等の変更
平成8年8月16日変更	小樽市告示第 154号	3,800	3,411	排水区域の拡大
平成11年3月1日変更	小樽市告示第 35号	3,846	3,478	排水区域の拡大
平成17年3月29日変更	小樽市告示第 56号	3,847	3,509	排水区域の拡大
平成18年3月31日変更	小樽市告示第 58号	3,848	3,509	排水区域の拡大
令和3年3月23日変更	小樽市告示第 90号	3,848	3,514	排水区域の縮小

※事業認可は都市計画決定事項ではないため「計画決定」時の面積を参考として掲載しています。

・小樽都市計画下水道整備進捗状況

(各年度)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
普及率(%)	98.8	98.6	98.9	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0	99.1	99.1
処理面積(ha)	2,745.00	2,745.62	2,746.00	2,750.02	2,750.02	2,751.32	2,751.94	2,752.30	2,752.60	2,756.91
処理人口(人)	126,884	124,630	122,735	120,764	118,737	116,693	114,487	112,666	110,721	108,760

② 札幌圏都市計画下水道（小樽市分）の決定経過

(令和3年度末現在)

告示年月日	告示番号	面 積 (ha)		備 考
		計画決定	事業認可	
昭和52年9月3日	北海道告示第2757号	360	0	石狩湾新港背後地
昭和58年9月19日変更	北海道告示第1772号	360	300	用地造成計画の見直しに伴う幹線管渠のルート及び断面の変更、新たな幹線管渠の追加
平成2年8月16日変更	北海道告示第1141号	366	325	排水区域の拡大、管渠の変更（ルート等）
平成10年11月20日変更	北海道告示第1971号	366	325	排水区域の拡大、管渠の変更（幹線管渠の廃止）
平成27年3月17日変更	北海道告示第195号	422	325	排水区域の拡大

※事業認可は都市計画決定事項ではないため「計画決定」時の面積を参考として掲載しています。

(4) 駐車場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
昭和50年3月31日決定	小樽市告示第46号	稲穂駐車場	稲穂3丁目	約0.12ha	駐車台数 約150台 (夏期 163台、冬期 132台) (平均 147台÷150台)
(昭和50年8月16日決定) 平成2年10月29日変更	(小樽市告示第141号) 小樽市告示第160号	駅前パーキング	稲穂2丁目	約0.26ha	駐車台数 123台

(5) ごみ焼却場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
昭和39年11月5日決定	建設省告示第3098号	小樽市天神ごみ焼却場	天神2丁目	約1.4ha	80t/日
(平成3年12月4日決定) 平成16年2月4日変更 (廃止)	(小樽市告示第200号) 小樽市告示第21号	小樽市廃棄物焼却場	塩谷4丁目	約2.41ha	160t/日

(6) ごみ処理場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
(昭和51年9月1日決定) 平成16年2月4日変更	(小樽市告示第120号) 小樽市告示第20号	小樽市ごみ処理場	塩谷4丁目	約1.1ha	粗大ごみ処理施設 (併用設備) 100t/5h (埋立 153t/日)
平成16年2月4日決定	小樽市告示第20号	北シリベシ廃棄物処理広域連合 ごみ処理施設	桃内2丁目	約8.0ha	ごみ焼却場含む 破碎処理施設 約36.0t/日 資源化施設 約37.8t/日 焼却施設 約197.0t/日 (98.5t×2炉)

(7) 汚物処理場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
昭和45年9月1日決定	小樽市告示第108号	小樽市汚物処理場	錢函1丁目 及び張碓町	2.4ha	(1日150kl) (125,000人分)

(8) 汚水処理場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
(昭和50年6月24日決定) 平成11年3月1日変更	(小樽市告示第104号) 小樽市告示第35号	中央下水終末処理場	色内3丁目	約6.485 ha	能力 104,000m ³ /日
(昭和61年3月18日決定) 平成11年3月1日変更	(小樽市告示第46号) 小樽市告示第35号	錢函下水終末処理場	錢函3丁目	約3.308 ha	能力 12,880m ³ /日
(平成4年10月5日決定) 平成11年3月1日変更	(小樽市告示第137号) 小樽市告示第35号	蘭島下水終末処理場	蘭島1丁目	約0.770 ha	能力 1,000m ³ /日

(9) 市 場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
(昭和47年1月6日決定) 平成26年9月25日変更	(小樽市告示第6号) 小樽市告示第327号	小樽市青果物地方卸売市場	有幌町	約2.6ha	
昭和51年9月1日決定	小樽市告示第121号	小樽市水産物地方卸売市場	高島1丁目	約2.9 ha	

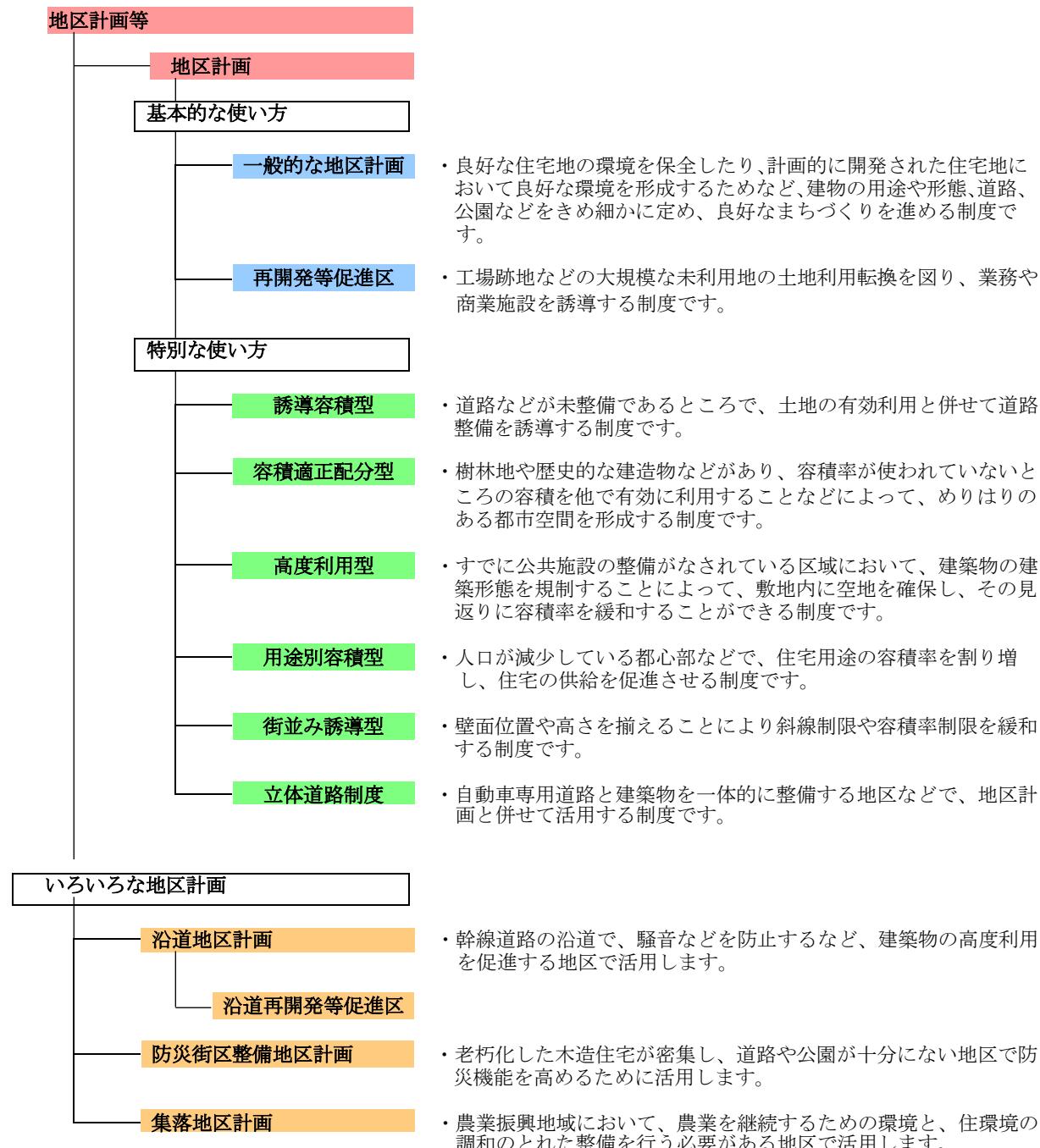
(10) 火 葬 場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
平成2年2月23日決定	小樽市告示第24号	小樽市火葬場	緑5丁目	約1.64 ha	設置炉数7基

小樽の都市計画
地 区 計 画 等
City planning of OTARU

(1) 地 区 計 画 等

【地区計画等の種類】



(2) 地区計画

(一般)

告示年月日 下段以降 変更	告示番号 下段以降 変更	地区の名称	面積(ha)	内 容							備考	
				地区 計画	地区 整備 計画	地区の 細区分	用 途	容 積 率	建 蔽 率	最低 敷地 (m ²)	高さ (m)	
平成3年 3月28日	小樽市告示第46号	金沢ニュータウン地区	6.3	6.2	低層専用住宅地区A	専用住宅等	—	—	180	—	垣・さく	第1種低層住居専用地域
平成5年 6月25日	小樽市告示第97号				低層専用住宅地区B	専用住宅等	—	—	200	—	垣・さく	
平成7年 10月31日	小樽市告示第206号	星野町地区	6.2	6.0	低層専用住宅地区	専用住宅等	8/10	5/10	180	10	垣・さく、壁面の位置の制限	第1種住居地域 準工業地
平成4年 10月5日	小樽市告示第144号				一般住宅地	店舗等	—	5/10	200	—	壁面の位置の制限	
平成5年 6月25日	小樽市告示第97号				利便施設地	店舗等	—	—	1500	—	壁面の位置の制限	
平成4年 12月8日	小樽市告示第183号	幸地区	13.1	13.1	低層専用住宅地区	専用住宅等	6/10	4/10	200	10	垣・さく、壁面の位置の制限	第1種低層住居専用地域 第1種住居地域
平成5年 6月25日	小樽市告示第97号				低層一般住宅A地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣・さく、壁面の位置の制限	
平成22年 2月18日	小樽市告示第37号				低層一般住宅B地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣・さく、壁面の位置の制限	
平成24年 12月28日	小樽市告示第321号				低層一般住宅C地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	壁面の位置の制限	
平成29年 3月24日	小樽市告示第80号				低層集合住宅地区	共同住宅等	8/10	5/10	500	10	垣・さく、壁面の位置の制限	
平成6年 6月1日	小樽市告示第87号	堺町地区	10.9	9.4	堺町本通A地区	店舗、事務所等	—	—	—	25	—	準工業地
平成8年 8月16日	小樽市告示第153号				堺町本通B地区	店舗、事務所等	20/10	—	—	25	—	
平成22年 2月18日	小樽市告示第37号	色内3丁目地区	11.5	9.2	色内3丁目A地区	店舗、事務所等	—	—	—	17	—	準工業地
平成29年 3月24日	小樽市告示第80号				色内3丁目B地区	店舗、事務所等	—	—	—	25	—	
平成30年 4月2日	小樽市告示第90号				色内3丁目C地区	—	—	—	—	17	—	

(一般)

告示年月日 下段以降 変更	告示番号 下段以降 変更	地区の名称	面積(ha)		内 容							備考 用途地域
			地区 計画	地区 整備 計画	地区の 細区分	用 途	容 積 率	建 蔽 率	最低 敷地 (m ²)	高さ (m)	その 他	
平成8年 8月16日	小樽市告示 第149号	港町地区	26.6	20.7	港町A地区	店舗、事務所等	—	—	—	17	—	準工業地 域 工業地域
平成22年 3月23日	小樽市告示 第73号				港町B地区	店舗、事務所等	—	—	—	25	—	
平成26年 9月25日	小樽市告示 第328号				港町C地区	店舗、事務所等	—	—	—	25	—	
平成29年 3月24日	小樽市告示 第80号	新光町地区	18.7	16.1	低層専用住宅地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣・さく、壁面の位置の制限	第1種 住居地域
平成30年 4月2日	小樽市告示 第90号				集合住宅地区	共同住宅等	—	—	500	—	垣・さく、壁面の位置の制限	
平成8年 12月17日	小樽市告示 第240号				利便施設地区	店舗等	—	—	300	10	垣・さく、壁面の位置の制限	
平成22年 2月18日	小樽市告示 第37号	星野ニュータウン地区	14.2	14.2	低層専用住宅地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣・さく、壁面の位置の制限	第1種 住居地域
平成10年 11月6日	小樽市告示 第196号				低層一般住宅地区	専用住宅福祉施設	8/10	5/10	200	10	垣・さく、壁面の位置の制限	
平成22年 2月18日	小樽市告示 第37号				一般住宅利便地区	専用住宅店舗等	—	—	300	15	垣・さく、壁面の位置の制限	
平成22年 2月18日	小樽市告示 第36号				研究施設地区	共同住宅研究所等	—	—	1000	20	垣・さく、壁面の位置の制限	
平成22年 2月18日	小樽市告示 第36号	富岡地区	8.4	8.4	低層一般住宅地区	—	—	—	—	10	—	第1種 中高層 住居専用地 域

(再開発等促進区)

告示年月日 下段以降 変更	告示番号 下段以降 変更	地区の名称	面積(ha)		内 容							備考 用途地域
			地区 計画	地区 整備 計画	地区の 細区分	用 途	容 積 率	建 蔽 率	最低 敷地 (m ²)	高さ (m)	その 他	
平成6年 11月25日	小樽市告示 第195号	小樽築港駅周辺地区	28.0	18.2	商業レクリエーション地区	店舗等	40/10	—	1000	—	壁面の位置の制限	工業地域
平成8年 8月16日	小樽市告示 第151号				商業・業務地区	店舗等	40/10	—	500	—	壁面の位置の制限	
平成18年 9月11日	小樽市告示 第233号				中高層住宅地区	共同住宅等	40/10	—	1000	—	壁面の位置の制限	
平成22年 2月18日	小樽市告示 第37号				医療・福祉関連サービス業務地区	医療・福祉関連施設	30/10	—	—	—	壁面の位置の制限	
平成30年 4月2日	小樽市告示 第90号											

小樽の都市計画
市街地開発事業
City planning of OTARU

(1) 市街地再開発事業

・小樽都市計画小樽駅前地区市街地再開発事業

告示年月日	告示番号	面積
昭和45年2月7日決定	北海道告示第307号	2.8 ha

① 公共施設

公共施設の配置及び規模						
道路	種別	名称	幅員	延長	面積	備考
	都市計画道路	3・2・1中央通	36m	42m	—	施行前の幅員 18m
	都市計画道路	3・3・7小樽中央線	28~31m	256m	—	施行前の幅員 18m
	都市計画道路	交通広場	—	—	7,400m ²	施行前の面積 4,233m ²
公園及び緑地	—					
下水道	公共下水道整備済み					
その他	—					

② 建築物整備

建築物の整備	街区番号	建築物		敷地		主要用途	高度利用地区の制限内容				
		敷地面積(m ²)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	建築面積の割合(%)		容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最高限度	建築面積最低限度(m ²)	備考
建築物の整備	1	約10,676	約9,109	約52,699	85	494	60/10	20/10	8/10 ただし耐火建築物にあっては9/10	300	86戸 4,844m ²
		2,756	2,100	13,325	76	483					改良住宅 50戸 2,067m ²
		2	5,148	4,709	26,927	91					分譲住宅 36戸 2,777m ²
		3	2,772	2,300	12,447	83					

・小樽都市計画第一種市街地再開発事業 [稻北地区]

告示年月日	告示番号	面積
平成8年3月11日決定	小樽市告示第49号	約 0.9 ha

① 公共施設

公共施設の配置及び規模					
道 路	種 别	名 称	幅 員	延 長	備 考
	都市計画道路	3・2・4臨港線	38m	約 130m	都市計画決定済 代表幅員 30m、一部整備済
	都市計画道路	3・4・16大通北線	18~22m	約 80m	都市計画決定済 代表幅員 18m、未整備
公園及び緑地	—				
下 水 道	公共下水道整備済み				
そ の 他	—				

② 建築物整備

建 築	街 区 番 号	建 築 物			敷 地		主要用途	高度利用地区の制限内容					
		敷 地	建 築	延 床	建 築 面 積 の 割 合 (%)	延 床 面 積 の 割 合 (%)		容積率 の 最 高 限 度	容積率 の 最 低 限 度	建蔽率 の 最 低 限 度	建 築 面 積 最 低 限 度 (m ²)	壁面の位置の制限 (m)	
建 築 物 の 整 備	1	約 5,600	約 3,700	約 24,700	約 70	約 400	店舗 一部事務所 約 5,500m ² 分譲住宅 賃貸住宅 約 6,800m ² コミュニティ施設 約 2,200m ² 駐車場 約 10,200m ²	40/10	20/10	7/10	300	2.0	駐車台数 約 270台 附置義務 台 数 11台

・小樽都市計画第一種市街地再開発事業〔小樽駅前第3ビル周辺地区〕

告示年月日	告示番号	面積
平成18年9月11日決定	小樽市告示第234号	約 0.6 ha

① 公共施設

公共施設の配置及び規模					
道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
	都市計画道路	3・3・7小樽中央線	14.5~15.5m (27~28m)	約100m	都市計画決定済 整備済 () 内は全幅員
	都市計画道路	3・2・1中央通	18m (36m)	約60m	都市計画決定済 整備済 () 内は全幅員
	区画道路	市道 静屋線	5.45m (10.9m)	約100m	整備済 () 内は全幅員
公園及び緑地	—				
下水道	公共下水道整備済み				
その他	—				

② 建築物整備

建 築 物 の 整 備	街 区 番 号	建 築 物			敷 地		主要用途	高度利用地区の制限内容				備 考
		敷地面積 (m ²)	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	建築面積の割合 (%)	延床面積の割合 (%)		容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最高限度	建築面積最低限度 (m ²)	
1	約 3,600	約 2,800	約 27,000 (21,000)	約 80	約 600	店舗 住宅 ホテル 駐車場	60/10	20/10	8/10	300	駐車場 約200台 住宅 約100戸	

(2) 土地区画整理事業

①朝里地区土地区画整理事業

・区域及び経過

告示年月日	告示番号	面積(ha)	備考
昭和38年10月28日決定	建設省告示第2707号	163.40	南・北及び中地区
昭和40年7月2日変更	建設省告示第1667号	163.24	南地区変更
昭和41年4月8日変更	建設省告示第1213号	161.23	北地区変更
昭和44年5月12日変更	建設省告示第1902号	146.41	北・中地区変更
昭和47年5月17日変更	建設省告示第1608号	145.29	札樽自動車道部分を除く

・事業の内容

地区名	施行面積(ha)	事業完了年度	減歩率(%)			計画人口(人)
			公共地	保留地	計	
朝里南	30.05	昭和43年7月19日	14.82	11.65	26.47	約2,000
朝里北	54.65	昭和47年6月19日	15.74	3.89	19.63	約4,100
朝里中	60.58	昭和50年6月30日	14.69	7.76	22.45	約4,600

② 錦函土地区画整理事業

地区名	施行面積(ha)	事業完了年度	減歩率(%)			備考
			公共地	保留地	計	
錦函	97.98	平成元年3月	16.33	4.83	21.16	昭和57年7月8日 北海道告示第1413号

③ 組合施行の土地区画整理事業

地区名	施行面積(ha)	事業年度	減歩率(%)			計画人口(人)
			公共地	保留地	計	
東小樽町	130.41	昭和9~15年	22.96	14.81	37.77	約5,200
幸町	51.13	昭和43~46年	23.39	15.42	38.81	約4,500

④ 個人施行の土地区画整理事業

地区名	施行面積 (ha)	事業年度	減歩率 (%)			公示日 告示番号	備考
			公共地	保留地	計		
錢函地区 (石狩湾新港地域)	217.48	昭和57年～昭和62年	10.46	—	10.46	昭和57年5月24日 北海道告示 第1060号	当初
	217.48	昭和57年～昭和62年	12.55	—	12.55	昭和58年11月21日 北海道告示 第2115号	第1回変更 ア
	227.31	昭和57年～平成2年	11.08	—	11.08	昭和62年7月9日 北海道告示 第1102号	第2回変更 イ
	226.39	昭和57年～平成5年	11.51	—	11.51	平成2年2月1日 北海道告示 第127号	第3回変更 ウ
	225.86	昭和57年～平成5年	12.38	—	12.38	平成2年10月22日 北海道告示 第1509号	第4回変更 エ
	225.89	昭和57年～平成5年	12.38	—	12.38	平成3年8月30日 北海道告示 第1372号	第5回変更 オ
	236.92	昭和57年～平成7年	12.28	—	12.28	平成4年5月6日 北海道告示 第701号	第6回変更 カ
	241.00	昭和57年～平成7年	13.79	—	13.79	平成5年6月29日 北海道告示 第979号	第7回変更 キ
	241.00	昭和57年～平成12年	13.79	—	13.79	平成8年3月15日 北海道告示 第368号	第8回変更 ク
	241.00	昭和57年～平成17年	13.79	—	13.79	平成13年2月26日 小樽市告示 第20号	第9回変更 ケ
	241.00	昭和57年～平成22年	13.79	—	13.79	平成18年3月9日 小樽市告示 第41号	第10回変更 コ
	241.38	昭和57年～平成27年	13.77	—	13.77	平成23年3月7日 小樽市告示 第39号	第11回変更 サ
	241.38	昭和57年～平成37年	13.77	—	13.77	平成28年3月31日 小樽市告示 第88号	第12回変更 シ
	241.38	昭和57年～平成40年	13.77	—	13.77	平成31年2月13日 小樽市告示 第45号	第13回変更 ス

- ア 区画道路の新設 資金計画の変更 (第1回変更)
 イ 施工期間の延長 工区の新設 区画道路の新設及び変更 地番、地積の変更及び確定 資金計画の変更 (第2回変更)
 ウ 施工期間の延長 工区の分割 区画道路の新設 地積の変更及び確定 (第3回変更)
 エ 地番、地積の変更及び確定 資金計画の変更 (第4回変更)
 オ 地番、地積の変更及び確定 資金計画の変更 (第5回変更)
 カ 施行区域の拡大 (第6回変更)
 キ 施行区域の拡大 (第7回変更)
 ク 施行期間の変更 資金計画の変更 (第8回変更)
 ケ 施行期間の変更 資金計画の変更 事務所移転に伴う規約の変更 (第9回変更)
 コ 施行期間の変更 資金計画の変更 (第10回変更)
 サ 施行期間の変更 資金計画の変更 施行区域の拡大 (第11回変更)
 シ 施行期間の変更 資金計画の変更 地積の変更 施行者の変動 施行者の変動に伴い、規約から基準に変更 (第12回変更)
 ス 施行期間の変更 資金計画の変更 地積の変更 工区界の変更 (第13回変更)

⑤ 中央通地区土地区画整理事業

・事業概要

(1) 事業名	小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業
(2) 施行者	小樽市
(3) 施行面積	約3.6ha
(4) 施行期間	平成6年9月21日～平成17年3月31日
(5) 法的手続	基本計画の建設省了承認 平成5年8月4日 都市計画の決定 平成6年3月8日 (小樽市告示第28号) 事業計画の決定 平成6年9月21日 (小樽市告示第165号) 事業計画の変更 平成10年12月24日 (小樽市告示第222号) (第1回) 平成15年4月18日 (小樽市告示第89号) (第2回)

(6) 減歩率

施行前 宅地地積 (台帳地積) (A) m ²	同更正地積 (実測更正後) A m ²	施行後 宅地地積 (含保留地) A' m ²	減歩地積 (m ²)			減歩率 (%)		
			公共用地 P	保留地 R	計 D	公共減歩 p=P/A	保留地減歩 r=R/A	合算減歩 d=D/A
19,065.79	19,102.77	18,249.52	853.25	—	853.25	4.47	—	4.47

⑥ 小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業

・事業概要

(1) 事業名	小樽都市計画事業小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業
(2) 施行者	小樽市
(3) 施行面積	約30.5ha
(4) 施行期間	平成7年12月14日～平成13年9月30日
(5) 法的手続	基本計画の建設省承認 平成6年6月15日 都市計画の決定 平成6年11月25日 (北海道告示第1765号) 事業計画の決定 平成7年12月14日 (小樽市告示第232号) 事業計画の変更 平成8年11月20日 (小樽市告示第223号) (第1回) 平成12年5月24日 (小樽市告示第97号) (第2回) 平成12年10月6日 (小樽市告示第168号) (第3回) 平成13年3月26日 (小樽市告示第49号) (第4回)

(6) 減歩率

施行前 宅地地積 (台帳地積) (A) m ²	同更正地積 (実測更正後) A m ²	施行後 宅地地積 (含保留地) A' m ²	減歩地積 (m ²)			減歩率 (%)		
			公共用地 P	保留地 R	計 D	公共減歩 p=P/A	保留地減歩 r=R/A	合算減歩 d=D/A
282,758.14	282,774.92	207,136.80	75,638.12	18,900.17	94,538.29	26.7	6.7	33.4